

J A D I S C L O S U R E

# ディスクロージャー誌

2025

J A 西東京



# 目 次

ごあいさつ	1
経営方針	2
金融商品の勧誘方針	2
事業の概況	6
社会的責任と貢献活動	10
リスク管理の状況	11
自己資本の状況	14
事業のご案内	15
各種手数料	21
貸借対照表	23
損益計算書	25
注記表	27
剰余金処分計算書	43
部門別損益計算書	44
財務諸表の正確性等にかかる確認	46
会計監査人の監査	46
損益の状況	47
直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	48
信用事業	50
共済事業	57
経済事業	59
経営諸指標	61
自己資本の充実の状況	62
役員等の報酬体系	82
当組合の組織	85
沿革・歩み	86

# JA NISHITOKYO DISCLOSURE

2025

## 『信頼され、未来へ続く東京農業』について 組合員・地域みなさまに 理解が深まることを願って

### JAのディスクロージャーとは

ディスクロージャー (Disclosure) とは、「企業の業績や財務内容などの公開」のことです。

財務状況や経営内容はどうなのか、どんな商品があるのか、といった情報を公開することで企業の透明性を高め、利用者からの信頼を維持・向上することを目的としています。

JAも、経営情報などの開示を通じて経営の透明性を高める観点などから、ディスクロージャーが求められています。

JAは、貯金などの信用事業、保障などの共済事業や営農指導・販売、購買などの各事業を行っており、各事業が相互に補完しサービスを総合的に提供する事業体です。

また、JAは組合員（一般の株式会社での株主に相当）により組織され、組合員が運営・利用するという協同組織です。

一般の会社では、高収益・高配当を目的としていますが、JAは各事業を通じて組合員・地域みなさまへの貢献を第一に考え大切にしております。

そのため、大都市のJAとして安心・安全な野菜などを食卓へ届けるのはもちろん、災害時の避難場所としての農地の提供など様々なかたちで組合員・地域みなさまとつながり、生活に貢献していくことが大切であると考えています。

みなさまから貯金等を通じお預かりしている大切な資産につきましては、当然、健全で安定した経営を心がけるとともに経営内容を公開し、組合員・地域みなさまに信頼を得ていくことが大切です。

私たちは、組合員・地域みなさまの経済・生活・文化の発展に貢献していくことが重要だと考えます。

このディスクロージャー誌を通じて、JA西東京へのご理解が一層深まることを願っています。

- \* 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
- \* 本冊子については、JA西東京の決算期（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の情報について掲載しております。
- \* 記載した金額は、表示単位未満を切り捨てのうえ表示しております。したがって、合計数値と合致しない場合がありますのでご注意ください。
- \* 金額については、0円の場合は「—」、表示未満の端数がある場合は「0」で表示しております。

## ごあいさつ

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A西東京は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 J Aに対するご理解を一層深めていただくために、当 J Aの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、わかりやすくまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。

皆さまが当 J Aの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### ● J Aを取り巻く情勢

令和6年度の経済環境は3月に日本銀行が「物価の好循環の強まりが確認されてきている」との判断でマイナス金利の解除を決定、17年ぶりの利上げを実行、日経平均株価は最高値を更新、公示地価の上昇や春闘賃上げ率はバブル期以来の伸びを記録するなど、インフレ経済への回帰が見られました。

農政面では、国民一人一人の「食料安全保障の確保」を中心に新たに「環境と調和のとれた食料システムの確立」を基本理念とした「食料・農業・農村基本法」が5月に改正され、農業の持続的発展の必要性が改めて示されました。

また、猛暑と天候不順による野菜の高騰やインバウンドの需要拡大、家庭での消費拡大も関連した米の高騰が社会問題となりました。

### ● J Aの事業実績

J A西東京は3ヵ年計画「組合員・J A・地域を紡ぐ知恵と創造と協同の輪」の最終年度として『食と農を基軸として地域に根ざした協同組合』の確立に向け、役職員一丸となり掲げた各事業目標に取り組んだ結果、信用事業では、貯金残高は66億円増加の2,638億円、貸出金残高は22億円増加の431億円と目標を達成、共済事業は1月末にすべての新契約目標を達成することができました。

また、経済事業である購買・販売・利用(葬祭)事業についても計画以上の成果を上げることができました。宅地等供給事業につきましては目標未達ではございましたが、多くの組合員皆さまの相続発生時のご支援を行うことができました。

このような事業活動を行った結果、令和6年度の当期剰余金は502百万円を計上することができ、自己資本比率は1.58%増加の21.68%となり経営基盤の強化を図ることができました。

### ● みなさまへのメッセージ

令和7年度は、第34回 J A東京大会で決議された「未来へ続く東京農業の確立」・「J A組織基盤の確立」・「強固な J A経営の実践」・「地域住民と J Aをつなぐ地域社会づくり」を目指し、持続可能な東京農業の実現と J Aのさらなる発展に向け、新たな3ヵ年計画を策定、組合員・ご利用者の皆様にとって必要とされる J A西東京として、役職員一丸となり事業運営に取り組んでまいります。

令和7年7月

## 経営方針

### 経営理念

J A西東京は、農業協同組合法第1条（農業者の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、もって国民経済の発展に寄与する。）を事業活動の基本とし、地域に根ざした協同組合組織として事業活動に努め、農業生産の維持拡大と組合員ならびに地域住民の豊かで安心した生活の確立のための仕事にあたってまいります。

### 経営方針

#### 「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」への挑戦

「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を目標とする創造的自己改革の実践に取り組み、組合員への訪問活動や座談会を通じた「担い手との対話」を原点としてニーズを的確に把握し、指導経済課による農地の作業受託、農機具の貸出推進、各直売所を拠点としたイベントの開催による販売力強化、販路拡大など取り組み、多くの正組合員から、一定の評価を得、また自己改革への一層の期待がよせられました。

#### 「地域の活性化」への貢献

総合事業（営農・経済、生活・購買、信用、共済、直売・利用等）を通じて、組合員と地域住民の生活インフラの一翼として役割を發揮し、地域で開催されるイベントに積極的に参加します。

古里・小曾木経済店舗では、地域に密着した移動販売車による販売も積極的に行っております。

#### 健全経営の為の取り組み

「健全な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。

今後の事業利益の減少を踏まえ、事業管理費の削減に向け検討を更に進めるとともに、抜本的な事業の見直しにより経済事業効率化を図り赤字幅の減少、葬祭事業・宅地供給事業への注力による顧客創出・収益確保を実施していきます。

## 金融商品の勧誘方針

当JAは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等にかかる勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

# 個人情報保護方針

西東京農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報<sup>1</sup>を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

## 1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

## 2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

## 3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

## 4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

## 5. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

## 7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

## 8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

## 9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

## 10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

# マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

西東京農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

1. 当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

2. 当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

3. 当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

4. 当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

5. 当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

※1 反社会的勢力とは、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に記載される集団または個人を指します。

※2 反社会的勢力等とは、上記反社会的勢力のほか暴力団との関係が認められない反社会性を有する集団または個人（凍結口座名義人等の犯罪集団への関与が疑われる者、資産凍結等経済制裁措置対象者等）を指します。

## 金融円滑化にかかる基本的方針

西東京農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的且つきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。  
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切且つ十分に行うように努めてまいります。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的且つ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構若しくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。  
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。  
具体的には
  - (1) 組合長以下、関係役員、本部担当役員者を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
  - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
  - (3) 各本支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各本支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## 事業の概況

令和6年度の日本経済を取り巻く環境は、これまで日銀が長年にわたり、物価の安定と経済成長を目指して「マイナス金利政策」を維持してきましたが、長く続いたマイナス金利政策の解除により、金利が徐々に上昇する流れとなりました。日経平均株価は史上最高値を更新、公示地価上昇率や春闘賃上げ率はバブル期以来の伸びを記録するなど、幅広い分野でインフレ経済への回帰が見られました。

このような状況のなか、「持続可能な農業・地域共生の未来づくり」をテーマとした3ヵ年計画の最終年度として掲げた基本施策を実施、組合員・利用者の期待に応えるための事業運営と地域貢献を基本に、役職員一丸となり事業活動にあたったところ、事業利益は4億2,296万円を計上することができ、最終的な当期剰余金については5億280万円を計上することができました。

### ①指導事業

3ヵ年計画の最終年度として、「持続可能な東京農業の確立」を目指し、指導経済課職員による組合員宅訪問活動で、営農情報提供及び営農情報収集に努め、営農継続が困難な組合員に対し耕耘作業等の営農支援作業45件受託、農業機械（トラクター・ハンマーナイフ・チップーシュレッダー等）の貸出依頼は増え144件を行いました。農業機械の修理事業につきましても45件の依頼がありました。また、新たに貸出用農業機械として農作業の省力化や軽減化を目的としたマルチャーや水もちの良い水田にはあぜづくりが欠かせない為、あぜぬり機も購入しました。

また、農業振興と地域農業の担い手を対象とした農業振興事業補助金の交付（11件1,695千円）と獣害対策用電気柵補助金（32件920千円）の交付を行いました。組合員の健康管理を目的として成人検診（33名）・人間ドック（93名）を助成しました。

農産物共進会（奥多摩・梅郷・三田・小曾木・成木）を5地区で開催し、JA西東京管内全域を対象としたJA西東京農業祭の共進会には、昨年度より大幅に増加し出品点数332点の農産物が出品されました。

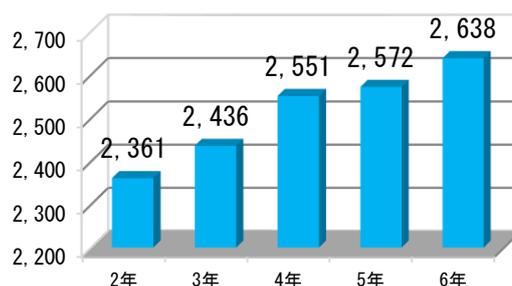
### ②信用事業

#### ◇貯金

貯金については、今井4丁目土地開発事業にかかる土地売買代金の獲得、夏・冬のキャンペーン実施による定期貯金獲得、年金口座の新規獲得等を積極的に推進した結果、目標額を大きく上回る2,638億円を達成することができました。

また、年金口座の新規獲得推進で5年ぶりに開催した「お友達紹介キャンペーン」歌謡ショーは、1,100人を超える方々にご来場いただき、盛大に開催することができました。

貯金残高 単位：億円

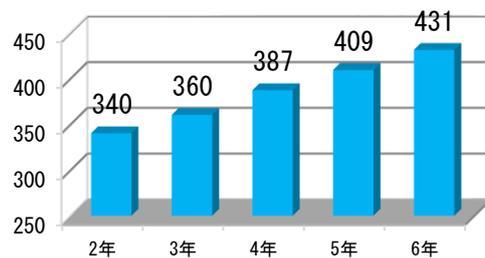


#### ◇貸出金

貸出金については、住宅・小口等の個人ローン、また、賃貸住宅資金獲得の推進活動を積極的に行った結果、目標額を大きく上回る431億円を達成することができました。

また、重点事項であります分類債権比率については0.35%となり、0.25%減少することができました。

貸出金残高 単位：億円

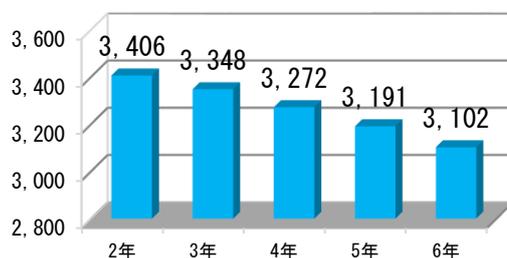


### ③共済事業

JA共済は総合事業機能を発揮した「寄り添う」「届ける」「繋がる」の実践と組合員・利用者へ寄り添った安心と満足を提供を目的とし、共済加入者への全戸訪問（3Q訪問活動）、地域に密着した事業活動に取り組み、事業目標である基準目標・推進総合目標を1月31日に達成、短期共済については自動車共済新契約件数8,772件、自賠責共済3,342件と目標達成することができましたが、長期共済保有高は89億円減少し、3,102億円となりました。

一方、共済事業の大きな目的である事故発生に伴う共済金は生命共済12億766万円、建物更生共済8,407万円、自動車共済2億1,154万円の支払いをさせていただきました。

長期共済保有高 単位：億円



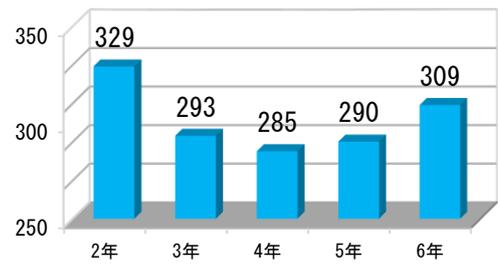
#### ④購買事業

前年度に引き続き仕入先のJA全農東京との仕入れ価格交渉と集中購買を活用し低価格での購買品供給を行いました。

各直売センター・経済店舗では毎月イベントを開催、かすみ直売センター、グリーンセンターは毎月4日・14日・24日、古里・小曾木経済店舗では毎週水曜日を「JA西東京の日」として組合員への5%割引販売を行い集客に努めました。

また、令和5年度から導入したSNS「LINE」やホームページの活用によりかすみ直売センターやグリーンセンターのイベント案内や旬の野菜の出荷状況等の周知も含め、イベント開催時ではお友達登録への推進や開催案内の周知も実施し、購買品取扱高は3億926万円と目標を達成しました。

購買供給高 単位：百万円



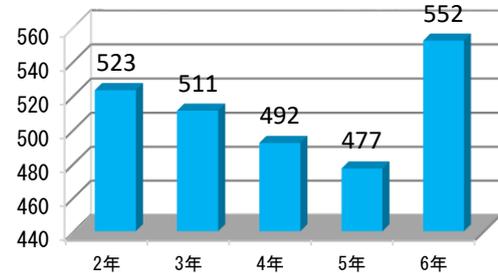
#### ⑤販売事業

食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として「持続可能な東京農業の確立」の取り組みを実践し、生産農家と協力し新鮮で安全安心な農産物を消費者の皆さまへ提供する為、生産履歴システムによる管理された農産物の提供に努めました。

古里・小曾木経済店舗では移動販売車による地域密着型の販売にも努め、また青梅市との包括的連携協定により青梅市役所において青梅産野菜の出張即売会を毎月第2水曜の定期開催とし実施しました。青梅産米の学校給食への提供(2,520kg)、その他JA東京アグリパークや多摩川ポートレース場での販売、トウモロコシの生産販売の拡大を目的に販売イベントを開催し、出荷数量として前年対比185%、売上対比207%を達成することができ、販売品取扱高は5億5,251万円と目標を達成しました。

また、各地区の農業祭での地元野菜の販売促進とPRに努め生産農家の所得向上を図りました。

販売品取扱高 単位：百万円



#### ⑥宅地等供給事業

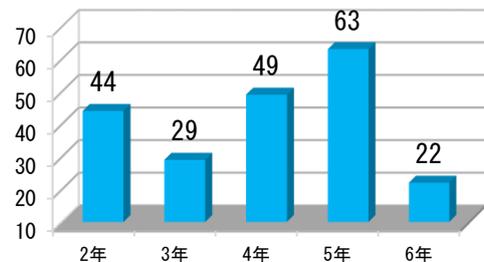
宅地等供給事業収益は計画未達の2,298万円となりましたが、組合員の相続、資産に関する相談に税理士・司法書士等の専門家と連携し真摯に対応してまいりました。

駐車場管理業務においてはインターネット経由での契約等手続きが可能となり、業務の効率化、利用者の利便性が向上し、オーナーの収益も増加しました。

記帳代行業務においては新規の利用者も増え、組合員の正確な申告手続きの補助を行いました。

遺言信託代理店業務では、正組合員の畑を安心して次世代に継承する為の公正証書遺言作成手続きを行いました。

宅地等供給事業収益 単位：百万円



#### ⑦葬祭事業

葬儀施行については自主施行4年目となり、コロナ禍により葬儀形式は家族葬など小規模な葬儀が中心ではありましたが組合員・利用者の要望に沿った葬儀を心掛け、取扱件数284件、取扱高3億616万円、事業利益1億5,319万円と計画を上回る事ができました。

葬祭事業取扱高 単位：百万円



# トピックス

年 月 日	処 理 事 項	
令和6年		
4月4日	令和6年度 農業学園開校式	かすみ直売センター ふれあい施設 受講者6名
4月6日	第14期めぐりキッズスクール開校	4月～12月6回開催 受講者32名
4月16日	代表支部長会議	令和5年度事業経過報告について等
4月17日	みのり監査法人監査	令和5年度期末監査Ⅱ①実施
4月27日	「JA西東京ニュース」第29号発刊	青梅・奥多摩地区の五大新聞に折込
4月30日	第1回監事会	監事監査報告(現金・棚卸実査)について等
	第1回理事会	令和5年度決算経過報告、令和6年度事業計画の設定について等
5月15日～20日	みのり監査法人監査	令和5年度期末監査Ⅱ②実施(4日間)
5月22日・23日	業務監査(中央会・信連)	業務監査(期末)実施(2日間)
5月28日・29日	監事監査 代表理事等との定期的会合	令和5年度決算監査
5月29日	第2回監事会	令和5年度決算監査の取りまとめについて
5月30日	第3回監事会	令和5年度監事監査報告書について等
	第2回理事会	令和5年度決算監査報告、第23回通常総代会開催について等
6月11日・12日	農業用廃資材の回収	管内正組合員対象
6月15日	食農教育・親子農業体験(田植え)	小学生親子32名参加 青梅市農業委員会との共催
6月17・18・19・20・21日	第23回通常総代会各地区事前説明会	奥多摩・吉野三田・霞・小曾木成木・調布河辺各地区
6月17日～8月31日	懸賞品付定期貯金キャンペーン	実績956件 20億1,372万円
6月24日	農産物残留農薬検査	キュウリ
6月27日	第4回監事会	令和6年度上半期定期監査、JAバンク基本方針に基づく「経営管理資料」の監事意見について
	第23回通常総代会	令和5年度決算報告、令和6年度事業計画について等
	第3回理事会	業務報告書、令和6年度理事の報酬額について等
	第5回監事会	令和6年度監事報酬について
7月2日	エコ農産物残留農薬検査	茶・ジャガイモ・ナス
7月11日・12日	令和6年度上半期定期監事監査	現金・重要印刷物等の無通告監査
7月23日	支部長会議	令和5年度事業報告について等
7月26日	広報誌「笑顔」盛夏号発刊	正組合員・准組合員に発送
7月30日	第6回監事会	令和6年度上半期定期監査の監査報告について
	第4回理事会	ディスクロージャー誌の提出について等
8月19日	エコ農産物残留農薬検査	イチジク
8月30日	臨時理事会	融資案件について
9月27日	第7回監事会	体制整備モニタリングの結果報告、令和6年度仮決算監査について等
	第5回理事会	職制規程の一部変更について等
9月30日	令和6年度仮決算監事監査	現金等実査・購買品棚卸実査
10月1日～16日	東京都検査後指導	令和5年度常例検査後指導(4日間)
10月7日～12月30日	あんしん定期積金募集	実績466件 2億7,961万円
10月8日	期限切れ農薬等の回収	管内正組合員対象
10月19日	「JA西東京ニュース」第30号発刊	青梅・奥多摩地区の五大新聞に折込
10月19日・20日	JA共済小中学校書道コンクール展示会	出展作品402点
10月25日・26日	第53回東京都農業祭	東京国際フォーラム 出品37点
	奥多摩ふれあいまつり農林産物品評会	奥多摩総合公園 出品141点
10月28日	第8回監事会	監事監査報告(現金・棚卸実査)、令和6年度仮決算監査について
	第6回理事会	令和6年度上半期決算結果について等
10月30日～11月11日	みのり監査法人監査	令和6年度期中監査Ⅰ実施(8日間)
11月9日	小曾木地区農産物共進会	小曾木市民センター 出品110点
11月9・10日	梅郷地区農産物共進会	梅郷市民センター 出品114点
	三田地区農産物共進会	沢井市民センター 出品170点

11月10日	成木地区農産物共進会	成木市民センター 出品142点
	長渚市民センター祭りへの参加	長渚市民センター 地元生産者による野菜・果実の販売
11月11日～12月30日	ウインターキャンペーン金利上乘せ定期貯金	実績1,158件 29億6,512万円
11月17日	エコ農産物残留農薬検査	カブ・キウイ・ニンジン・レモン・サツマイモ
11月18日・19日	監事監査	令和6年度仮決算監査
	代表理事等との定期的会合	
11月22日・23日	JA西東京農業祭・農産物共進会	かすみ直売センター 出品332点
11月27日	農産物残留農薬検査	サトイモ
	第9回監事会	令和6年度上半期監事監査報告、令和6年度下半期定期監査について
	第7回理事会	ディスクロージャー(半期開示)の作成について等
12月12日	期限切れ農薬等の回収	管内正組合員対象
	エコ農産物残留農薬検査	ホウレンソウ・ニンジン
12月13日	役職員コンプライアンス研修会	霞共益会館 不祥事未然防止・コンプライアンスの意義と定義等について
12月17日～1月9日	内部統制構築支援(信連・中央会)	内部統制構築支援(期中)実施(3日間)
12月26日	第10回監事会	令和6年度下半期定期監査について
	第8回理事会	融資案件について等
令和7年		
1月11日	広報誌「笑顔」新春号発刊	正組合員全戸並びに准組合員の一部訪問配付実施
1月16日・17日	令和6年度下半期定期監事監査	業務外固定資産現地視察等
1月22日～29日	みのり監査法人監査	令和6年度期中監査Ⅱ実施(4日間)
1月30日	第11回監事会	令和6年度下半期定期監査の監査報告について
	第9回理事会	融資案件について等
2月6日	代表支部長会議	支部長改選について等
2月27日	第12回監事会	令和7年度監事監査計画(例)について
	第10回理事会	経理規程の一部変更について等
3月11日～17日	みのり監査法人監査	令和6年度期中監査Ⅲ実施(5日間)
3月11日	支部長会議	支部長改選について等
3月14日	常勤役員と女性部との意見交換会	霞共益会館 女性部員13名参加
3月17日	役職員コンプライアンス研修会	相談苦情対応と相談事例・自動車運転における適切なアルコールチェックと運転管理者について
3月21日	常勤役員と青壮年部との意見交換会	霞共益会館 青壮年部員10名参加
3月27日	第13回監事会	令和7年度監事監査計画について等
	第11回理事会	令和7年度事業計画、給与規程の一部変更について等
3月31日	みのり監査法人監査	令和6年度期末監査Ⅰ実施
3月31日	令和6年度決算監事監査	現金等実査・購買品棚卸実査

- ・毎月第4日曜日に社会保険労務士による無料年金相談会を開催
- ・毎月第2・第4日曜日に住宅ローン相談会を開催
- ・毎月第2水曜日に弁護士による無料法律相談会を開催

- ・毎月第3水曜日に税理士による無料税務相談会を開催
- ・簡易電気柵購入助成事業継続実施

## 農業振興活動

「持続可能な東京農業の確立」を目指し、指導経済課職員による組合員宅訪問活動で、営農情報提供及び営農情報収集に努め、営農継続が困難な組合員に対し耕耘作業等の営農支援作業45件受託、農業機械(トラクター・ハンマーナイフ・チップーシュレッダー等)の貸出依頼は増え144件を行いました。農業機械の修理事業につきましても45件の依頼がありました。また、新たに貸出用農業機械として農作業の省力化や軽減化を目的としたマルチャーや水もちの良い水田にはあぜづくりが欠かせない為、あぜぬり機も購入しました。

また、農業振興と地域農業の担い手を対象とした農業振興事業補助金の交付(11件1,695千円)と獣害対策用電気柵補助金(32件920千円)の交付を行いました。組合員の健康管理を目的として成人検診(33名)・人間ドック(93名)を助成しました。

農産物共進会(奥多摩・梅郷・三田・小曾木・成木)を5地区で開催し、JA西東京管内全域を対象としたJA西東京農業祭の共進会には、昨年度より大幅に増加し出品点数332点の農産物が出品されました。

# 社会的責任と貢献活動

## 全般に関する事項

当組合は、青梅市、西多摩郡奥多摩町を事業区域とし、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する総合JAです。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では、資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向け、地域に根ざした事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

〈組合員〉 正組合員 3,265人 准組合員 10,747人 合計 14,012人  
〈出資金〉 951百万円

## 1 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ利用者の皆さまからお預かりした貯金の残高は、263,869百万円（内定期積金2,183百万円）となっています。

〈貯金商品〉 ・利率優遇定期貯金（キャンペーン）  
・JA西東京シニア定期「大樹」・定期積金「ゆとり」（年金受給者）  
・JA西東京退職金専用定期貯金

## 2 地域への資金供給の状況

組合員をはじめ利用者の皆さまへの貸出金は43,107百万円となっています。

〈貸出先〉 組合員等 29,484百万円  
地方公共団体 25百万円

## 3 文化的・社会的貢献に関する事項

- ・地域行事（運動会・盆踊り大会等）への参加、協賛
- ・地域農業関連イベント（農業祭・共進会等）の協賛、後援
- ・青梅市との災害時における食料品の供給等の協定締結
- ・青梅市と農業振興にかかる包括的連携に関する協定締結
- ・災害時の食料（飲料水・カンパン）の備蓄
- ・子ども食堂への食材の提供
- ・農業体験教室の実施
- ・遺言信託セミナーの開催（組合員限定）
- ・無料年金相談会の開催
- ・弁護士による無料法律相談会、税理士による無料税務相談会の開催（組合員限定）
- ・小・中学校書道コンクールの開催
- ・エコキャップ推進協会のペットボトルキャップ回収ボランティアの参加
- ・地球温暖化防止対策 青梅市による「みどりのカーテンコンテスト」に共催
- ・広報誌「笑顔」の発行
- ・新聞折込「西東京ニュース」の発行

## 4 地域密着型金融への取り組み

本店他金融7店舗、ATM11台、店舗外ATMを青梅市役所・奥多摩町役場・成木・旧藤橋支店・本部に計7台、かすみ直売センター・グリーンセンター他経済2店舗、葬祭センターにて営業

年金友の会 年金振込を当JAに指定していただいている方の親睦会  
会員数 5,776名（霞・青梅・奥多摩地区）  
発足 平成13年4月1日  
活動内容 総会・親睦旅行（各地区ごとに実施）  
ゲートボール大会・グラウンドゴルフ大会他

# リスク管理の状況

## リスク管理体制等

### 〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

### 1 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本部にリスク管理課を設置し各本支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「経理規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

### 2 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### 3 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のみスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

## 4 オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

## 5 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

## 6 システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

# 法令遵守体制

## 〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

## 〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本部各部門・各本支店にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

## 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

### 金融ADR制度への対応

#### 1 苦情処理措置の内容

当JAは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

**当JAの苦情等受付窓口 金融共済部（電話：0428-21-2122）**

※受付時間 平日 午前9時～午後5時

#### 2 紛争解決措置の内容

当JAは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- 信用事業

東京弁護士会（電話：03-3581-0031）  
第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）  
第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）

当JAの苦情等受付窓口又はJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京以外の地域にお住まいの場合は、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等にて、居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」をご利用いただくことも可能です。

- 共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。当JAの苦情等受付窓口にお問い合わせ下さい。

### 内部監査体制

当JAは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本部・本支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

## 自己資本の状況

### 自己資本比率の状況

当JAは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、21.68%となりました。

### 経営の健全性の確保と自己資本の充実

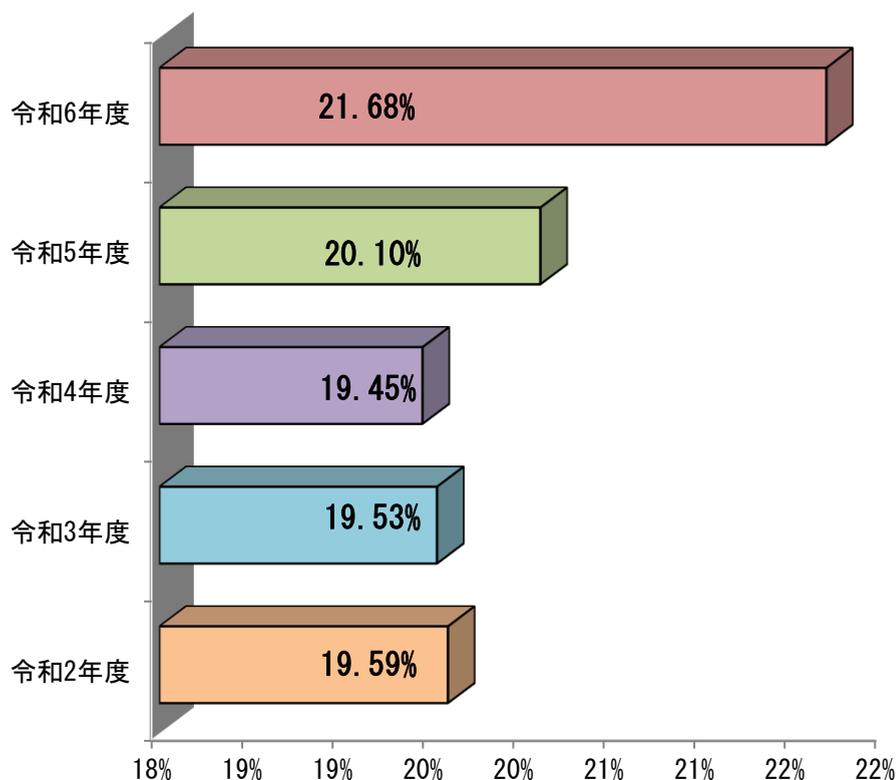
当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	西東京農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	951百万円(前年度966百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

### 自己資本比率の推移



## 事業のご案内

当JAは地域金融機関として、組合員をはじめ地域の多くの方々にご利用いただいています。JAは、さまざまな事業部門を持った総合的な事業体です。以下に主な事業の内容についてご案内いたしますので、身近な金融機関としてお気軽にご利用ください。

### 1 信用事業

信用事業では、貯金・貸出・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。JAの信用事業は、組合員・利用者の皆さまに大きな「安全」・「安心」・「安定」を提供するために、JAバンクシステムを構築しており、全国のJA・都道府県信連・農林中央金庫が有機的に結びつき、JAバンク・セーフティーネットで組合員・利用者の皆さまに信頼される金融機関をめざしています。

また、年金振込者を会員とする「年金友の会」の諸活動を通じて、地域の輪を広げ会員相互の親睦を図っています。

### 貯金業務

組合員や地域の利用者の皆さまの大切な貯金をお預りしています。総合口座・普通貯金・当座貯金など、使いやすい便利な貯金から、定期貯金・定期積金など目的・期間・金額に合わせてご利用いただけます。

種 類	特 徴
総合口座	普通貯金と定期貯金がセットになって、「貯める」、「支払う」、「借りる」、「受取る」とオールマイティでとても便利です。
普通貯金	いつでも出し入れ自由。おサイフがわりにご利用ください。
当座貯金	代金等のお支払いに手形や小切手をご利用いただく貯金です。
貯蓄貯金	普通貯金のように「お預入れ」、「お引出し」が自由で、残高に応じた利率を適用します。 ※ 公共料金・クレジット利用代金のお支払い、給与等のお受け取りにはご利用いただけません。
納税準備貯金	税金納付のための資金を準備することを目的とした貯金です。お引出は原則として、税金の納付のためとしております。
通知貯金	まとまった資金を短期間(7日以上)お預りする貯金です。お支払いの場合、事前(2営業日以上)に通知が必要です。
スーパー定期貯金	いくらからでもお預入れ可能な定期貯金です。 お預入れいただく期間(1か月～5年)をご指定いただき、その期間の利率は変わらない確定利回りです。
自由金利型定期貯金	1,000万円以上をお預りする貯金です。大口資金運用にご利用ください。
変動金利定期貯金	お預入れから6か月ごとに金利情勢に応じて利率を見直し、新しい利率で運用する貯金です。個人のお客様の預入期間3年のお利息は、半年複利となっています。
期日指定定期貯金	個人のお客様にご利用いただける預入期間1年～3年の1年複利の定期貯金です。預入から1年を経過した後は、いつでも解約いただけます。
積立式定期貯金	お子さまの進学など将来に備えて資金を貯めていただくのに最適な定期貯金です。積立期間や満期日を定めない「エンドレス型」、目標額を決めて無理なくためていく「満期型」などお客様のニーズに合わせて貯めていくことができる貯金です。
定期積金	ご旅行や将来の生活設計、ご結婚の準備など長期計画に備えて資金を貯めていただくのに最適です。1回の掛金が1千円以上、積立期間は6か月～5年以下となっておりますので、無理なく目標達成ができます。



## 融資業務

組合員や地域の皆さまの暮らしや事業に必要な資金をご融資しています。住宅ローンやマイカーローンなどの各種ローン商品、農業者・組合員の皆さまに必要な資金をご用意しておりますので、お気軽にご相談ください。また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展にも貢献しております。

種 類	特 徴
住 宅 ロ ー ン	(一般型・100%応援型) 住宅の建設・増改築資金、住宅用地の購入資金、住宅・マンション（新築・中古含む）の購入資金などにご利用いただけます。
	(借換応援型) 他の金融機関からの借入中の住宅ローンの借換資金と借換に伴う諸費用にご利用いただけます。
賃 貸 住 宅 ロ ー ン	アパートやマンションの建設や改装・補修などの資金にご利用いただけます。
マ イ カ ー ロ ー ン	自動車・バイクの購入や他社ローンの借換、車検費用などの資金にご利用いただけます。
教 育 ロ ー ン	受験費用・入学金・授業料など教育に関する資金にご利用いただけます。
リ フ ォ ー ム ロ ー ン	住宅の増改築・改装・補修の他、太陽光発電システムなどの住宅に付帯する設備にご利用いただけます。
フ リ ー ロ ー ン	お使いみちは自由。個人向け事業性資金も幅広くご利用いただけます。
多 目 的 ロ ー ン	結婚・旅行・電化製品などの生活資金にご利用いただけます。
カ ー ド ロ ー ン	あらかじめ決められたお借入れ額の範囲内なら、JAのATMでご自由に引き出しでき、何回でもご利用いただけます。急な出費の際の強い見方です。
農 業 パ ワ ー ア ッ プ ロ ー ン	農機具の購入、パイプハウス建設など農業生産に関する資金にご利用いただけます。

## 為替業務

全国のJAをはじめ、全国の銀行・信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JA本支店の窓口から全国の金融機関へ安全・迅速・確実に振込、送金などができる為替のお取り扱いしています。また、小切手や手形等のお取り立てもお取り扱いしています。

種 類	特 徴
振 込 ・ 送 金	当JAの本支店はもとより全国の銀行等の本支店へ安全・確実・迅速にご送金いたします。お子さまの学費の仕送りなどに変便利です。
代 金 取 立	手形・小切手などの保管と期日管理をお引き受けいたします。期日にお取り立てを行ない口座にご入金いたします。
給 与 振 込	毎月の給料やボーナスがお客さまの口座に自動的に振り込まれ、支払日の朝からお受け取りいただけます。給料日が出張や休暇中でも安心です。

## 証券窓販業務

個人向け利付国庫債券（個人向け国債）、投資信託の窓口販売のお取り扱いをしております。

種 類	特 徴
国 債	国が発行する信用力・安全性が極めて高い債券です。生活設計にあわせてお選びいただけます。
投 資 信 託	投資信託のご購入資金は運用の専門家が債券や株式などの有価証券に分散投資し、これによって得た収益を分配金としてお返しするものです。したがって、基準価格が変動するので元本および分配金の保証はありません。

# JAバンク・セーフティネット

JAバンクでは、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」により「JAバンク・セーフティネット」を構築しています。  
これにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の安全をお届けしています。

## 破綻未然 防止システム



## 貯金保険制度

JAバンクの健全性を確保し、JAなどの経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。  
具体的には次のとおりです。

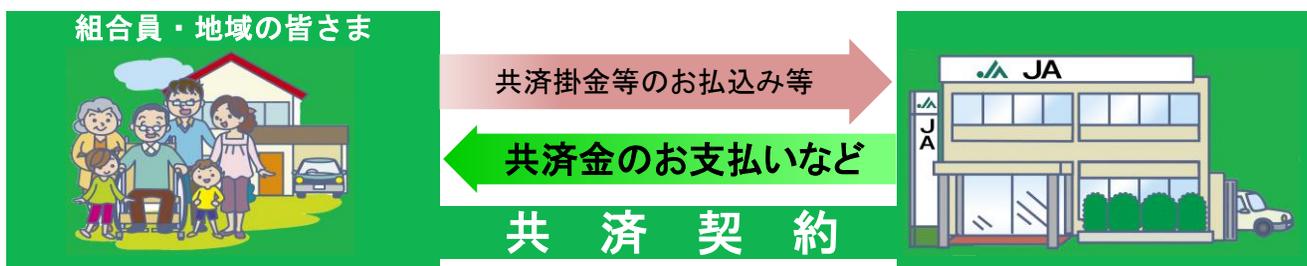
- ① 個々のJAなどの経営状況についてチェック（モニタリング）を行い問題点を早期に発見。
- ② 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善などを実施。
- ③ 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」などを活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

「貯金保険制度」は、JA・信連・農林中金などが加入している、貯金者保護のための公的な制度です。  
万が一、JAが貯金などの払戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。  
「貯金保険制度」による貯金者保護の仕組みは、銀行・信金・信組・労金などが加入している「預金保険制度」と基本的に同様の内容です。

## 2 共済事業

共済事業は、組合員・地域の皆さまの暮らしに潜むリスクに幅広く対応するため、「ひと」・「いえ」・「くるま」の総合保障を提供しています。

当JAは暮らしのパートナーとして、ご利用者の皆さまの一人ひとりのライフスタイルに合わせた人生設計に応えられる保障を提供することで、「安心」と「満足」をお届けいたします。



※ JA共済は、JAとJA共済連がそれぞれ機能分担を行い、組合員・地域の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



ひとに関する保障

万一の保障、医療や介護、年金の保障で、ご家族やご自身のくらしをサポートします。

万一のときの家族の生活に備える

入院や手術に備える

教育資金や老後に備える

種類	特徴
終身共済	一生涯にわたる万一の保障を確保できます。ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
養老生命共済	万一に備えるとともに、資金形成ニーズにも応えることができます。
定期生命共済	お手頃な共済掛金で万一保障をしっかりと準備できます。
一時払終身共済	死亡共済金は相続税対策にご活用いただけます。生前贈与の機能を備えた生存給付特則付のプランもあります。
子ども共済	お子さま・お孫さまの教育資金を準備しつつ、万一のときにも備えられます。また、ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
医療共済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れ、一生涯保障や先進医療保障などライフプランに合わせて自由に設計できます。
がん共済	がんによる入院・手術を保障します。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。ニーズにあわせて、先進医療保障を加えることもできます。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられます。
特定重度疾病共済	三大疾病やその他生活習慣病などに備える保障です。
認知症共済	認知症を発症した際の経済的負担に備えるとともに、未然予防や早期発見をサポートする保障です。
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備ができます。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
予定利率変動型年金共済	老後の生活資金に備えることができます。医師の審査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保障予定利率が設定されているので安心です。



火災のほか、地震などの自然災害から、大切な建物や家財をお守りします。

火災に備える

地震などの自然災害に備える

災害等によるケガに備える

種類	特徴
建物更生共済	火災はもちろん、台風や地震などの自然災害も幅広く保障します。掛け捨てではありませんので、保障期間満了時に満期共済金をお支払いします。
火災共済	お住いの建物が火災によって損害を受けた時に保障します。



自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします。

相手方への賠償に備える

事故によるケガ等に備える

お車の修理に備える

種類	特徴
自動車共済	自動車事故による相手方への賠償保障はもちろんのこと、ご自身やご家族の乗車中や歩行中等の自動車事故による損害を保障。さらに、お車の損害や付随的に発生する諸費用まで幅広く保障するプランもあります。
自賠責共済	自動車の運行によって他人を死傷させたために、自動車の所有者または運転者が自賠法上の損害賠償責任を負った場合の損害を保障します。すべての自動車に契約することが義務づけられている強制共済（保険）です。

### 3 経済事業

経済事業には、農業者が生産した新鮮な野菜などの農畜産物を消費者にお届けする「販売事業」と、農業に必要な資材や暮らしに必要なさまざまな生活用品を提供する「購買事業」があり、農業と地域の皆さまの暮らしを結ぶお手伝いをしています。

また、直営の直売施設であるかすみ直売センター・グリーンセンター及び古里経済店舗・小曾木経済店舗では、新鮮で安全・安心な地場農畜産物を販売しています。

#### 販売事業

管内で生産された農畜産物を農業者に代わって販売しています。

生産者と消費者を結ぶ「架け橋」として、農業者の所得向上につなげるとともに、新鮮で安全・安心な地場農畜産物を消費者に届けています。



#### 購買事業

農業生産に必要な資材や暮らしに必要な生活用品等を組合員や地域の皆さまへ提供する事業です。計画的な仕入れにより、安価で良品質の商品を安定的に提供しています。



### 4 宅地等供給事業

組合員の皆さまの大切な資産を守る為、相続サポート、不動産売買の仲介、土地の有効活用、建築の斡旋と紹介、駐車場・貸地賃貸管理、確定申告の為の記帳代行等を行っています。

また、遺言信託相談（農中信託銀行代理店）及び、顧問弁護士・税理士等と連携し、各種法務・税務相談等も承ります。

### 5 利用事業

J A葬祭センターでは、組合員や地域の皆さまに安心してご利用していただけるよう事前相談などを通じ、葬儀に対する不安を少しでも解消し、「真心のこもった」ご葬儀のお手伝いをさせていただいています。

また、J A葬祭センターは、年中無休24時間体制でご家族の方の万ーに応えられる体制を整えています。

### 6 指導事業

営農指導はJ Aの最も重要な分野であり、付加価値の高い農産物の生産などによる組合員の所得向上を図り、行政機関とともに都市農業の振興に積極的に取り組んでいます。

- 営農支援事業や獣害対策事業等を継続実施し、行政や指導機関と協力して都市農業の振興・情報提供に努めています。
- 生産者部会と連携を図り、農業の担い手の確保と育成、農用地の有効利用に取り組んでいます。

生活指導は、組合員やその家族、地域の皆さま方の心豊かな生活と安心して暮らせる地域づくりを支援するため、食農教育、生活文化、健康管理などの活動に取り組んでいます。

## 各種手数料

※ ここに掲載しました手数料は、令和7年4月1日現在のものです。また個々の取引内容により手数料が異なる場合や新たに付加される場合がありますので窓口でご確認ください。なお、金額には消費税を含んでおります。

### 為替手数料

種	類	当組合本支店あて		他金融機関あて	
		組合員	員外	組合員	員外
振込	文書扱い	5万円未満1件につき		440円	550円
		5万円以上1件につき		550円	770円
手	電信扱い	5万円未満1件につき	無料	220円	440円
		5万円以上1件につき	無料	440円	550円
数	ATM扱い	1万円未満1件につき		無料	
		1万円以上3万円未満1件につき		無料	
		3万円以上1件につき		無料	
料	インターネット扱い	1万円未満1件につき		無料	
		1万円以上3万円未満1件につき		無料	
		3万円以上1件につき		無料	

### 手形・小切手取立等手数料

種	類	手数料
代金取立	電子交換所取立	1通につき 990円
	個別取立	1通につき 1,100円
その他	振込の組戻料	1件につき 1,100円
	取立手形の組戻料	1通につき 1,100円
	不渡手形の返却料	1通につき 1,100円
	取立手形の店頭呈示料(※)	1通につき 1,100円

※ ただし、1,100円を超える経費を要する場合は、その実費とする。

### 手形・小切手発行手数料

種	類	手数料
当座小切手(50枚)		11,000円
約束手形(25枚)		11,000円
為替手形(25枚)		3,300円

### 硬貨取扱・金種指定・両替手数料

種類	手数料	
硬貨取扱・金種指定	1枚～50枚	無料
	51枚～100枚	550円
	101枚～500枚	825円
	501枚～1,000枚	1,100円
	1,001枚～	1,650円
両替	1枚～100枚	550円
	101枚～500枚	825円
	501枚～1,000枚	1,100円
	1,001枚～	1,650円

※ 以降500枚毎550円加算

※ 以降500枚毎550円加算

## 振込送金等手数料

種 類	手 数 料
定時自動送金（1件当たり）	55 円

## その他の手数料

種 類	手 数 料
残高証明書（貯金・出資金）	550 円
相続貯金等評価額証明書	550 円
取引履歴明細（1口座毎）	
1か月間	220 円
その他証明書（お客様ご指定書式等）	1,100 円
通帳・証書再発行	1,100 円
ICキャッシュカードの再発行	1,100 円

## 融資関係手数料

種 類	手 数 料
残高証明書	550 円
支払利息証明書	440 円
融資証明書	無 料
新規実行	
住宅ローン・賃貸住宅ローン	55,000円・33,000円
農業パワーアップローン	無 料
その他ローン	無料 ～ 11,000 円
カードローン	無 料
条件変更	
住宅ローン・賃貸住宅ローン	5,500 円
農業パワーアップローン	無 料
その他ローン	無料 ～ 3,300 円
繰上償還	
一部繰上	無料 ～ 5,500 円
全額償還	
住宅ローン・賃貸住宅ローン	契約書または 特約書による手数料
農業パワーアップローン	無 料
その他ローン	無料 ～ 5,500 円

## 金庫利用手数料

種 類	手 数 料	種 類	手 数 料
貸金庫（全自動）		夜間金庫	
小 型	13,200 円	月間使用料	3,300 円
中 型	15,400 円	入金帳（1冊）	2,200 円
大 型	18,700 円		

# 貸借対照表

## 資産の部

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
<b>1. 信用事業資産</b>	<b>265,240,944</b>	<b>271,779,280</b>
(1) 現金	649,261	652,698
(2) 預金	219,217,829	220,392,488
系統預金	212,217,782	213,392,436
系統外預金	7,000,047	7,000,052
(3) 有価証券	5,680,409	8,771,001
国債	4,739,907	7,776,752
地方債	503,751	599,099
受益証券	436,750	395,150
(4) 貸出金	40,983,895	43,107,595
(5) その他の信用事業資産	324,148	366,078
未収収益	109,718	163,343
その他の資産	214,429	202,734
(6) 貸倒引当金	△1,614,599	△1,510,581
<b>2. 共済事業資産</b>	<b>9,801</b>	<b>8,327</b>
<b>3. 経済事業資産</b>	<b>45,952</b>	<b>56,173</b>
(1) 経済事業未収金	19,915	33,380
(2) 棚卸資産	18,357	16,165
購買品	16,538	14,341
その他の棚卸資産	1,819	1,823
(3) その他の経済事業資産	7,679	6,627
<b>4. 雑資産</b>	<b>141,715</b>	<b>124,738</b>
<b>5. 固定資産</b>	<b>1,279,474</b>	<b>1,273,916</b>
(1) 有形固定資産	1,234,147	1,237,234
建物	2,017,392	2,060,558
機械装置	38,697	41,334
土地	476,079	476,079
その他の有形固定資産	598,555	595,609
減価償却累計額	△1,896,576	△1,936,346
(2) 無形固定資産	45,327	36,682
<b>6. 外部出資</b>	<b>10,583,560</b>	<b>10,670,420</b>
(1) 外部出資	10,583,560	10,670,420
系統出資	10,301,480	10,388,340
系統外出資	282,080	282,080
<b>7. 繰延税金資産</b>	<b>189,950</b>	<b>231,393</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>277,491,400</b>	<b>284,144,249</b>

## 負債の部

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
<b>1. 信用事業負債</b>	<b>257,294,408</b>	<b>263,969,934</b>
(1) 貯金	257,219,886	263,869,292
(2) その他の信用事業負債	74,521	100,641
未払費用	11,483	63,927
その他の負債	63,038	36,713
<b>2. 共済事業負債</b>	<b>333,232</b>	<b>334,701</b>
(1) 共済資金	132,318	134,084
(2) 未経過共済付加収入	198,647	197,477
(3) 共済未払費用	695	972
(4) その他の共済事業負債	1,571	2,166
<b>3. 経済事業負債</b>	<b>60,656</b>	<b>76,173</b>
<b>4. 雑負債</b>	<b>369,984</b>	<b>200,735</b>
(1) 未払法人税等	218,133	45,796
(2) リース債務	8,000	6,843
(3) その他の負債	143,850	148,094
<b>5. 諸引当金</b>	<b>377,716</b>	<b>363,550</b>
(1) 賞与引当金	61,925	60,743
(2) 退職給付引当金	148,646	144,426
(3) 役員退職慰労引当金	57,715	64,680
(4) 特例業務負担金引当金	109,428	93,700
<b>負債の部合計</b>	<b>258,435,999</b>	<b>264,945,094</b>
・純資産の部		
<b>1. 組合員資本</b>	<b>19,243,904</b>	<b>19,521,534</b>
(1) 出資金	966,973	951,919
(2) 利益剰余金	18,283,967	18,579,509
利益準備金	2,243,102	2,243,102
その他の利益剰余金	16,040,865	16,336,407
目的積立金	1,300,000	1,900,000
特別積立金	11,700,000	11,700,000
当期末処分剰余金	3,040,865	2,736,407
(うち当期剰余金)	(966,340)	(502,804)
(3) 処分未済持分	△7,036	△9,894
<b>2. 評価・換算差額等</b>	<b>△188,613</b>	<b>△322,488</b>
(1) その他有価証券評価差額金	△188,613	△322,488
<b>純資産の部合計</b>	<b>19,055,290</b>	<b>19,199,045</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>277,491,290</b>	<b>284,144,139</b>

# 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
<b>1. 事業総利益</b>	<b>2,826,774</b>	<b>2,276,602</b>
<b>事業収益</b>	<b>2,855,661</b>	<b>2,973,558</b>
<b>事業費用</b>	<b>28,887</b>	<b>696,956</b>
(1) 信用事業収益	1,690,054	1,727,491
資金運用収益	1,525,868	1,589,538
(うち預金利息)	(770,429)	(793,825)
(うち有価証券利息)	(39,356)	(72,773)
(うち貸出金利息)	(375,223)	(415,232)
(うちその他受入利息)	(340,859)	(307,707)
役務取引等収益	54,749	55,529
その他経常収益	109,437	82,423
(2) 信用事業費用	△383,197	196,506
資金調達費用	18,600	139,421
(うち貯金利息)	(18,491)	(139,235)
(うち給付補填備金繰入)	(107)	(184)
(うちその他支払利息)	(1)	(0)
役務取引等費用	14,419	15,178
その他経常費用	△416,218	41,907
(うち貸倒引当金戻入益)	(△549,921)	(△104,017)
<b>信用事業総利益</b>	<b>2,073,252</b>	<b>1,530,984</b>
(3) 共済事業収益	516,706	521,398
共済付加収入	477,100	474,933
その他の収益	39,605	46,464
(4) 共済事業費用	30,265	31,628
共済推進費	9,432	10,965
その他の費用	20,833	20,662
<b>共済事業総利益</b>	<b>486,440</b>	<b>489,770</b>
(5) 購買事業収益	159,250	179,678
購買品供給高	139,647	155,890
購買手数料	16,512	16,338
その他の収益	3,091	7,449
(6) 購買事業費用	115,303	132,934
購買品供給原価	107,061	121,549
購買品供給費	7,174	8,554
その他の費用	1,067	2,830
<b>購買事業総利益</b>	<b>43,946</b>	<b>46,744</b>
(7) 販売事業収益	178,107	237,217
販売品販売高	132,318	189,195
販売手数料	38,978	40,429
その他の収益	6,811	7,592
(8) 販売事業費用	123,789	178,441
販売品販売原価	118,375	169,716
販売費	1,008	1,199
その他の費用	4,406	7,524
<b>販売事業総利益</b>	<b>54,317</b>	<b>58,776</b>

科 目	令和5年度	令和6年度
(9) 利用事業収益	277,495	306,169
(10) 利用事業費用	142,640	152,971
<b>利用事業総利益</b>	<b>134,855</b>	<b>153,197</b>
(11) 宅地等供給事業収益	64,199	22,982
(12) 宅地等供給事業費用	753	847
<b>宅地等供給事業総利益</b>	<b>63,446</b>	<b>22,134</b>
(13) 指導事業収入	3,620	13,029
(14) 指導事業支出	33,105	38,034
<b>指導事業収支差額</b>	<b>△29,485</b>	<b>△25,005</b>
<b>2. 事業管理費</b>	<b>1,817,750</b>	<b>1,853,641</b>
(1) 人件費	1,298,542	1,294,612
(2) 業務費	230,567	241,052
(3) 諸税負担金	89,432	90,702
(4) 施設費	191,293	217,155
(5) その他事業管理費	7,914	10,117
<b>事業利益</b>	<b>1,009,023</b>	<b>422,960</b>
<b>3. 事業外収益</b>	<b>214,781</b>	<b>199,620</b>
(1) 受取出資配当金	156,004	157,600
(2) 賃貸料	48,520	40,497
(3) 雑収入	10,256	1,522
<b>4. 事業外費用</b>	<b>1,908</b>	<b>25,011</b>
(1) 寄付金	906	1,041
(2) 雑損失	1,002	23,970
<b>経常利益</b>	<b>1,221,895</b>	<b>597,568</b>
<b>5. 特別利益</b>	<b>416</b>	<b>125</b>
(1) 固定資産処分益	416	125
<b>6. 特別損失</b>	<b>992</b>	<b>2,126</b>
(1) 固定資産処分損	992	2,126
<b>税引前当期利益</b>	<b>1,221,320</b>	<b>595,568</b>
法人税・住民税及び事業税	250,449	78,438
法人税等調整額	4,530	14,325
<b>法人税等合計</b>	<b>254,979</b>	<b>92,763</b>
当期剰余金	966,340	502,804
当期首繰越剰余金	2,074,524	2,233,602
<b>当期未処分剰余金</b>	<b>3,040,865</b>	<b>2,736,407</b>

### 第 24 年度 注記表

西東京農業協同組合

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

#### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

##### 1. 評価基準及び評価方法

###### (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）
- ②その他有価証券
  - (イ) 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - (ロ) 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

###### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品 : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。
- その他の棚卸資産 : 買取販売品については、総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、買取販売品以外については、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

##### 2. 固定資産の減価償却の方法

###### (1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

###### (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

##### 3. 引当金の計上基準

###### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

###### (2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

###### (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及年金資産の見込額に基づき、計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

###### (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

#### (5) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に納付する特例業務負担金の支出に充てるため、当JAが負担する将来負担見込額に基づき計上しています。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当JAの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

##### ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

##### ② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当JAが直売所等で販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

##### ③ 利用事業

葬祭施設や農業用機械等を共同で利用する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

##### ④ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

##### ⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修サービスを提供する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### 5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

#### 6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

#### 7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺消去を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

##### (2) 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示方法

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

## II. 会計方針の変更に関する注記

### 1. 棚卸資産の評価方法の変更

棚卸資産のうち購買品及び買取販売品に係る評価方法は、従来、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用していましたが、当事業年度より総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しています。

この評価方法の変更は、当事業年度に新たな業務システム（経済システム）を導入したことを契機として、棚卸資産の評価及び期間損益計算をより適正に行うことを目的としたものであり、前事業年度末の帳簿価額を当事業年度の期首残高として、期首から将来に亘り総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っていません。

### Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

#### 1. 貸倒引当金

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 1,510,581 千円※

※ 貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

##### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 2. 繰延税金資産の回収可能性

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 231,393 千円

##### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)」に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当 J A の経営状況の影響を受ける可能性があり、今後の課税所得の推移状況によって、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

#### 3. 固定資産の減損

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失(雑損失) 3 千円

##### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎とし、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出することとしています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当 J A の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

#### 1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は469,380千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 427,283千円                      器具備品 815千円                      土地 41,281千円

#### 2. 担保に供している資産

国債10,223千円を宅地建物取引業法に定められた営業保証金の代用として供託しています。

また、定期預金2,000,000千円を為替決済の担保に供しているほか、定期預金1,000千円を公金事務取扱に関する担保に供しています。

#### 3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 466,553 千円

#### 4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は1,463,169千円、危険債権額は97,367千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は1,560,537千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## V. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会等へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

預金には仕組預金が含まれています。

また、有価証券は主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本部にリスク管理課を設置し各本支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### (市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.74%上昇したものと想定した場合には、経済価値が171,074千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	220,392,488	218,556,784	△1,835,703
有価証券			
満期保有目的の債券	6,633,921	6,054,090	△579,831
その他有価証券	2,137,080	2,137,080	-
貸出金	43,107,595		
貸倒引当金(*1)	△1,510,581		
貸倒引当金控除後	41,597,013	40,470,721	△1,126,292
資 産 計	270,760,503	267,218,675	△3,541,827
貯 金	263,869,292	263,454,092	△415,199
負 債 計	263,869,292	263,454,092	△415,199

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

### (2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

#### 【資産】

#### ①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、預金に含まれる仕組預金の時価は、取引金融機関から提示された価格によっています。

#### ②有価証券

有価証券のうち、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債などその他の債券については、公表された相場価格を用いています。

市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

### ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

### 【負債】

#### ①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### (3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上  
外部出資 10,670,420千円

#### (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	213,392,488	-	-	-	-	7,000,000
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	200,000	6,500,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	100,000	300,000	-	-	-	2,095,150
貸出金(*1,2,3)	2,053,443	2,339,430	2,055,851	1,549,221	1,457,226	31,961,924
合計	215,545,931	2,639,430	2,055,851	1,549,221	1,657,226	47,557,074

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越136,412千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(\*2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等1,381,058千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(\*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件309,440千円は償還日が特定できないため、含めていません。

#### (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	255,954,032	4,287,335	2,535,344	360,462	732,118	-
合計	255,954,032	4,287,335	2,535,344	360,462	732,118	-

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## VI. 有価証券に関する注記

### 1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

#### (1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-
	地方債	-	-
	小計	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	6,236,922	5,747,040
	地方債	396,999	307,050
	小計	6,633,921	6,054,090
合計	6,633,921	6,054,090	△579,831

## (2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債 券			
	国 債	203,260	201,056	2,203
	地方債	202,100	200,000	2,100
	受益証券	-	-	-
	小 計	405,360	401,056	4,303
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債 券			
	国 債	1,336,570	1,686,615	△350,045
	地方債	-	-	-
	受益証券	395,150	500,000	△104,850
	小 計	1,731,720	2,186,615	△454,895
合 計	2,137,080	2,587,672	△450,592	

## VII. 退職給付に関する注記

### 1. 退職給付に係る注記

#### (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しており、退職金共済制度における当JAの給付額605,958千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

#### (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	148,646 千円
退職給付費用	12,699 千円
退職給付の支払額	△ 16,919 千円
期末における退職給付引当金	144,426 千円

#### (3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	144,426 千円
未積立退職給付債務	144,426 千円
退職給付引当金	144,426 千円

#### (4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	12,699 千円
特定退職金共済制度への拠出金	41,704 千円
合 計	54,404 千円

### 2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、当事業年度において特例業務負担金13,579千円を拠出しています。

なお、令和7年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、93,700千円となっています。

## Ⅷ. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	45,199
賞与引当金	16,837
退職給付引当金	41,018
役員退職慰労引当金	18,388
未払法人事業税及び未払特別法人事業税	5,068
福利・厚生費否認	2,643
固定資産減損損失	101,967
特例業務負担金引当金	26,543
その他有価証券評価差額金	128,103
その他	9,078
繰延税金資産小計	394,849
評価性引当額	△163,456
繰延税金資産合計 (A)	231,393
繰延税金負債	
繰延税金負債合計 (B)	-
繰延税金負債の純額(A)+(B)	231,393

### 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.72 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.60 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.67 %
住民税均等割等	0.12 %
評価性引当額の増減	△1.90 %
事業分量配当金	△8.13 %
税率変更による影響	△0.30 %
その他	△0.13 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.58 %

### 3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を27.72%から28.43%に変更し計算しています。

その結果、当事業年度末における繰延税金資産は4,996千円、その他有価証券評価差額金は3,199千円それぞれ増加し、法人税等調整額は1,797千円減少しています。

## Ⅸ. 収益認識に関する注記

「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## 第 23 年度 注記表

西東京農業協同組合

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）
- ②その他有価証券
  - (イ) 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - (ロ) 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。
- その他の棚卸資産 : 買取販売品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、買取販売品以外については、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

##### (2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

##### (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

##### (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## (5) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に納付する特例業務負担金の支出に充てるため、当J Aが負担する将来見込額に基づき計上しています。

## 4. 収益及び費用の計上基準

当J Aの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

### ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

### ② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当J Aが直売所等で販売する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

### ③ 利用事業

葬祭施設や農業用機械等を共同で利用する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

### ④ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

### ⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修サービスを提供する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## 5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## 6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

## 7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当J Aは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

### (2) 当J Aが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当J Aが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当J Aが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

## II. 会計上の見積りに関する注記

### 1. 貸倒引当金

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 1,614,599 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

## (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 189,950 千円

### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）」に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当 J A の経営状況の影響を受ける可能性があり、今後の課税所得の推移状況によって、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

## 3. 固定資産の減損

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失（雑損失） 8 千円

### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎とし、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出することとしています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当 J A の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## III. 貸借対照表に関する注記

### 1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は469,380千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	427,283 千円	器具備品	815 千円	土地	41,281 千円
----	------------	------	--------	----	-----------

### 2. 担保に供している資産

国債10,519千円を宅地建物取引業法に定められた営業保証金の代用として供託しています。また、定期預金2,000,000千円を為替決済の担保に供しているほか、定期預金1,000千円を公金事務取扱に関する担保に供しています。

### 3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 198,960 千円

### 4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は1,662,340千円、危険債権額は92,916千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は1,755,257千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## IV. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当J Aは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会等へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当J Aが保有する金融資産は、主として当J A管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

預金には仕組預金が含まれています。

また、有価証券は主に債券と投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスクの管理

当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本部に審査課(現リスク管理課)を設置し各本支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ②市場リスクの管理

当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当J Aの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

##### (市場リスクに係る定量的情報)

当J Aで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当J Aにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当J Aでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.39%上昇したものと想定した場合には、経済価値が140,394千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	219,217,829	218,105,562	△1,112,266
有価証券			
満期保有目的の債券	3,353,779	3,192,080	△161,699
その他有価証券	2,326,630	2,326,630	-
貸出金	40,983,895		
貸倒引当金(*1)	△ 1,614,599		
貸倒引当金控除後	39,369,295	38,929,310	△439,984
資 産 計	264,267,534	262,553,583	△1,713,951
貯 金	257,219,886	257,102,318	△117,567
負 債 計	257,219,886	257,102,318	△117,567

(\*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

### (2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

#### 【資産】

#### ①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、預金に含まれる仕組預金の時価は、取引金融機関から提示された価格によっています。

#### ②有価証券

有価証券のうち、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債などその他の債券については、公表された相場価格を用いています。

市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことからには基準価額によっています。

#### ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

## 【負債】

### ①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

### (3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 10,583,560 千円

### (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	212,217,829	-	-	-	-	7,000,000
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	3,400,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	-	100,000	300,000	-	-	2,136,750
貸出金(*1, 2, 3)	2,277,291	2,040,559	2,368,386	1,618,939	1,529,760	29,464,296
合 計	214,495,120	2,140,559	2,668,386	1,618,939	1,529,760	42,001,046

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越131,182千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(\*2) 貸出金のうち三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等1,388,140千円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

(\*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件296,520千円は償還日が特定できないため、含めていません。

### (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金(*1)	250,073,402	2,017,377	4,223,424	596,971	308,711	-
合 計	250,073,402	2,017,377	4,223,424	596,971	308,711	-

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## V. 有価証券に関する注記

### 1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

#### (1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	397,143	403,810	6,666
	地方債	-	-	-
	小 計	397,143	403,810	6,666
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	2,659,864	2,546,620	△113,244
	地方債	296,771	241,650	△55,121
	小 計	2,956,636	2,788,270	△168,366
合 計	3,353,779	3,192,080	△161,699	

## (2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債 券			
	国 債	208,390	201,796	6,593
	地方債	206,980	200,000	6,980
	受益証券	-	-	-
	小 計	415,370	401,796	13,573
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債 券			
	国 債	1,474,510	1,685,781	△211,271
	地方債	-	-	-
	受益証券	436,750	500,000	△63,250
	小 計	1,911,260	2,185,781	△274,521
合 計	2,326,630	2,587,577	△260,947	

## VI. 退職給付に関する注記

### 1. 退職給付に係る注記

#### (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しており、退職金共済制度における当JAの給付額630,278千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

#### (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	161,602 千円
退職給付費用	7,012 千円
退職給付の支払額	△ 19,969 千円
期末における退職給付引当金	148,646 千円

#### (3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	148,646 千円
未積立退職給付債務	148,646 千円
退職給付引当金	148,646 千円

#### (4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	7,012 千円
特定退職金共済制度への拠出金	46,734 千円
合 計	53,747 千円

### 2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため当事業年度において特例業務負担金13,618千円を拠出しています。

なお、令和6年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、109,428千円となっています。

## VII. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産		
貸倒引当金		57,164
賞与引当金		17,165
退職給付引当金		41,204
役員退職慰労引当金		15,998
未払法人事業税及び未払特別法人事業税		16,291
福利・厚生費否認		2,702
固定資産減損損失		99,832
特例業務負担金引当金		30,333
その他有価証券評価差額金		72,334
その他		7,587
繰延税金資産小計		360,616
評価性引当額		△170,665
繰延税金資産合計 (A)		189,950
繰延税金負債		
繰延税金負債合計 (B)		-
繰延税金資産の純額 (A) + (B)		189,950

### 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.72 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.64 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.77 %
住民税均等割等	0.06 %
評価性引当額の増減	△1.96 %
事業分量配当金	△3.83 %
その他	0.02 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.88 %

## VIII. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

# 剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

科 目	令和5年度	令和6年度
	令和6年6月27日総代会承認	令和7年6月27日総代会承認
当期末処分剰余金 (A)	3,040,865	2,736,407
剰余金処分量 (B)	807,262	412,485
任意積立金	600,000	200,000
店舗等施設整備積立金	( - )	( 200,000 )
事業基盤強化積立金	( 600,000 )	( - )
出資配当金	38,342	37,711
(出資配当率)	( 4.00% )	( 4.00% )
事業分量配当金	168,919	174,774
次期繰越剰余金 (A - B)	2,233,602	2,323,921

注1 事業分量配当金の基準は以下のとおりです。

(単位：千円)

事業区分	令和5年度		令和6年度	
	配当基準	配当金額	配当基準	配当金額
信用貯金	令和5年度の定期貯金と定期積金の平均残高に0.20%を乗じた金額を配当金としてお支払いします。但し、優遇金利が適用されている定期貯金と定期積金は計算から除外させていただきます。	148,066	令和6年度の定期貯金と定期積金の平均残高に0.20%を乗じた金額を配当金としてお支払いします。但し、優遇金利が適用されている定期貯金と定期積金は計算から除外させていただきます。	154,348
共済事業	令和5年度の共済保障金額に対して対万1.0円を乗じた金額を配当金としてお支払いします。	20,853	令和6年度の共済保障金額に対して対万1.0円を乗じた金額を配当金としてお支払いします。	20,426
事業分量配当金合計		168,919		174,774

注2 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額50,000千円が含まれていません。

(単位：千円)

項目	令和5年度	令和6年度
繰越額	50,000	50,000

# 部門別損益計算書

◇ 令和6年度

区 分	合 計	信 用 業	共 済 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	3,007,965	1,727,491	521,398	296,029	450,017	13,029	
事業費用 ②	731,363	196,506	31,628	225,017	240,176	38,034	
事業総利益 (①-②) ③	2,276,602	1,530,984	489,770	71,011	209,841	△25,005	
事業管理費 ④	1,853,641	1,184,533	312,153	150,050	188,038	18,865	
(うち減価償却費 ⑤)	90,867	59,503	15,584	6,421	8,481	876	
(うち人件費 ⑤')	(1,294,612)	(772,845)	(245,834)	(112,014)	(150,036)	(13,881)	
※うち共通管理費 ⑥		315,868	81,299	27,356	41,377	2,953	△468,856
(うち減価償却費 ⑦)		(51,183)	(13,173)	(4,432)	(6,704)	(478)	(△75,974)
(うち人件費 ⑦')		(155,140)	(39,930)	(13,436)	(20,322)	(1,450)	(△230,280)
事業利益 (③-④) ⑧	422,960	346,450	177,616	△79,038	21,802	△43,870	
事業外収益 ⑨	199,620	157,087	32,478	3,677	6,111	264	
※うち共通分 ⑩		28,309	7,286	2,451	3,708	264	△42,021
事業外費用 ⑪	25,011	17,016	4,304	1,408	2,129	151	
※うち共通分 ⑫		16,248	4,182	1,407	2,128	151	△24,117
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	597,568	486,521	205,790	△76,769	25,784	△43,758	
特別利益 ⑭	125	84	21	7	11	-	
※うち共通分 ⑮		84	21	7	11	-	△125
特別損失 ⑯	2,126	1,527	512	42	31	12	
※うち共通分 ⑰		49	12	4	6	-	△73
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	595,568	485,079	205,299	△76,804	25,763	△43,769	
営農指導事業分配賦額 ⑲		30,131	7,672	2,451	3,514	△43,769	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳	595,568	454,948	197,626	△79,255	22,248		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

当JAは、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺消去を行っておりません。よって、損益計算書の「事業収益」「事業費用」と、部門別損益計算書の「事業収益の合計」「事業費用の合計」が一致しません。

(注)

1. 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工・利用等の事業を指します。

「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指します。

2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値(指導経済事業を除く)

3. 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信 用 業	共 済 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共通管理費	67.38%	17.34%	5.83%	8.82%	0.63%	100.00%
営農指導事業	68.84%	17.53%	5.60%	8.03%		100.00%

◇ 令和5年度

区 分	合 計	信 用 業	共 事 業	農 業 関 連 業	生 活 そ の 他 業	営 農 指 導 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	2,889,434	1,690,054	516,706	228,514	450,538	3,620	
事業費用 ②	62,660	△383,197	30,265	162,633	219,853	33,105	
事業総利益 (①-②) ③	2,826,774	2,073,252	486,440	65,880	230,685	△29,485	
事業管理費 ④	1,817,750	1,157,880	296,873	157,085	187,472	18,439	
(うち減価償却費 ⑤)	70,369	47,664	11,464	4,606	5,977	657	
(うち人件費 ⑤')	1,298,542	768,767	240,411	122,880	152,903	13,580	
※うち共通管理費 ⑥		297,101	66,970	24,170	35,292	3,028	△426,563
(うち減価償却費 ⑦)		43,787	9,870	3,562	5,201	446	△62,867
(うち人件費 ⑦')		146,835	33,098	11,945	17,442	1,496	△210,818
事業利益 (③-④) ⑧	1,009,023	915,372	189,567	△91,204	43,212	△47,924	
事業外収益 ⑨	214,781	169,015	34,417	4,234	6,695	417	
※うち共通分 ⑩		40,927	9,225	3,329	4,861	417	△58,762
事業外費用 ⑪	1,908	1,385	318	79	115	9	
※うち共通分⑫		958	215	77	113	9	△1,375
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	1,221,895	1,083,003	223,666	△87,049	49,792	△47,517	
特別利益 ⑭	416	290	65	23	34	2	
※うち共通分 ⑮		290	65	23	34	2	△416
特別損失 ⑯	992	658	137	83	106	5	
※うち共通分⑰		546	123	44	64	5	△784
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	1,221,320	1,082,634	223,593	△87,109	49,720	△47,519	
営農指導事業分配賦額 ⑲		33,853	7,517	2,656	3,492	△47,519	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳	1,221,320	1,048,781	216,076	△89,766	46,228		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

当JAは、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺消去を行っておりません。よって、損益計算書の「事業収益」「事業費用」と、部門別損益計算書の「事業収益の合計」「事業費用の合計」が一致しません。

(注)

1. 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工・利用等の事業を指します。

「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指します。

2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値(指導経済事業を除く)

3. 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位: %)

区 分	信 用 業	共 事 業	農 業 関 連 業	生 活 そ の 他 業	営 農 指 導 業	計
共通管理費	69.66%	15.70%	5.66%	8.27%	0.71%	100.00%
営農指導事業	71.24%	15.82%	5.59%	7.35%		100.00%

### 確 認 書

- 1 私は、当JAの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年6月30日

西東京農業協同組合

代表理事組合長 **松永 重徳**

## 会計監査人の監査

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

# 損益の状況

## 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益(事業収益)	3,156	3,059	3,009	2,888	3,006
信用事業収益	1,739	1,800	1,782	1,690	1,727
共済事業収益	593	588	532	516	521
購買事業収益	334	177	164	159	179
販売事業収益	197	197	182	178	237
その他事業収益	290	297	349	345	342
経常利益	812	928	838	1,221	597
当期剰余金	543	721	663	966	502
出資金	995	986	975	966	951
(出資口数)	(995, 408)	(986, 983)	(975, 798)	(966, 973)	(951, 919)
純資産額	17,587	18,023	18,393	19,055	19,199
総資産額	255,107	263,103	274,720	277,491	284,144
貯金等残高	236,112	243,661	255,163	257,219	263,869
貸出金残高	34,006	36,023	38,798	40,983	43,107
有価証券残高	2,237	3,340	3,910	5,680	8,771
剰余金配当金額	218	205	213	206	211
出資配当額	59	39	38	38	37
事業利用分量配当額	159	166	175	168	174
職員数	168	168	169	161	156
単体自己資本比率	19.59%	19.53%	19.45%	20.10%	21.68%

- 注
1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
  2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
  3. 信託業務の取扱は行っていません。
  4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

## 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

### 利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
資金運用収益	1,525,868	1,589,538	63,670
役員取引等収益	54,749	55,529	780
その他事業直接収益	-	-	-
その他経常収益	109,437	82,423	△27,014
計	1,690,054	1,727,490	37,436
資金調達費用	18,600	139,421	120,821
役員取引等費用	14,419	15,178	759
その他事業直接費用	-	-	-
その他経常費用	△416,218	41,907	458,125
計	△383,199	196,506	579,705
資金運用収支	1,507,268	1,450,117	△57,151
役員取引等収支	40,330	40,351	21
その他信用事業収支	525,655	40,516	△485,139
信用事業粗利益	1,547,598	1,490,468	△57,130
(信用事業粗利益率)	0.59%	0.55%	△0.03%
事業粗利益	2,433,922	2,363,197	△70,725
(事業粗利益率)	0.88%	0.84%	-0.04%
事業純益	504,693	391,387	△113,306
実質事業純益	616,172	509,556	△106,616
コア事業純益	616,172	509,556	△106,616
コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	616,172	509,556	△106,616

注：信用事業粗利益＝信用事業収益(その他経常収益を除く。)-信用事業費用(その他経常費用を除く。)+金銭の信託運用見合費用

信用事業粗利益率＝信用事業粗利益÷信用事業資産平均残高×100

事業粗利益＝事業総利益-信用事業に係るその他経常収益-信用事業以外に係るその他の収益+信用事業に係るその他経常費用

+信用事業以外に係るその他の費用+事業外収益の受取資配当金+金銭の信託運用見合費用

事業粗利益率の計算式を「事業総利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100」から「事業粗利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100」に変更しています。

事業純益＝事業粗利益-事業管理費-一般貸倒引当金繰入額(全事業合計。全事業合計で一般貸倒引当金戻入益となる場合はして計算しています。)

実質事業純益＝事業純益+一般貸倒引当金繰入額(全事業合計。全事業合計で一般貸倒引当金戻入益となる場合は「0」として計算しています。)

コア事業純益＝実質事業純益-国債等債券関係損益

コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)=コア事業純益-投資信託解約損益

## 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	265,771	1,525	0.57%	270,121	1,589	0.58%
うち預金	221,024	1,111	0.50%	220,394	1,101	0.49%
うち有価証券	4,915	39	0.79%	8,104	72	0.88%
うち貸出金	39,832	375	0.94%	41,623	415	0.99%
資金調達勘定	256,792	18	0.00%	261,860	139	0.05%
うち貯金・定期積金	256,792	18	0.00%	261,860	139	0.05%
うち譲渡性貯金	-	-		-	-	
うち借入金	-	-		-	-	
総資金利ざや			0.12%			0.08%

注 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り＋経費率)

注 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

## 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受取利息	15	64
うち貸出金	35	40
うち有価証券	11	33
うち預金	△31	△10
支払利息	4	121
うち貯金・定期積金	4	121
差し引き	12	△57

注 1. 増減額は前年度対比です。

注 2. 受取利息の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

# 信用事業

## 貯金

### 1 科目別・貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
流動性貯金	109,610 ( 42.7%)	115,837 ( 44.3%)	6,227
定期性貯金	146,776 ( 57.2%)	145,538 ( 55.6%)	△1,238
その他の貯金	310 ( 0.1%)	308 ( 0.1%)	△2
計	256,697 ( 100.0%)	261,684 ( 100.0%)	4,987
譲渡性貯金	- ( 0.0%)	- ( 0.0%)	-
合 計	256,697 ( 100.0%)	261,684 ( 100.0%)	4,987

注 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. ( ) 内は構成比

### 2 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
定期貯金	141,692 ( 100.0%)	142,998 ( 100.0%)	1,306
うち固定金利定期	141,678 ( 99.9%)	142,985 ( 99.9%)	1,307
うち変動金利定期	14 ( 0.1%)	13 ( 0.1%)	△1

注 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. ( ) 内は構成比

### 3 財形貯蓄残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
財形貯蓄残高	29	34	5

## 貸出金

### 1 科目別・貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
手形貸付金	60 ( 0.1%)	28 ( 0.0%)	△32
証書貸付金	32,281 ( 81.0%)	32,999 ( 79.2%)	718
当座貸越	126 ( 0.3%)	134 ( 0.3%)	8
制度資金貸付金	28 ( 0.0%)	28 ( 0.0%)	-
金融機関貸付金	7,363 ( 18.4%)	8,460 ( 20.3%)	1,097
割引手形	- ( 0.0%)	- ( 0.0%)	-
合 計	39,832 ( 100.0%)	41,623 ( 100.0%)	1,791

( ) 内は構成比

### 2 業種別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農業	78 ( 0.2%)	92 ( 0.2%)	14
林業	32 ( 0.1%)	32 ( 0.1%)	-
水産業	- ( 0.0%)	30 ( 0.1%)	30
製造業	2,773 ( 6.8%)	2,706 ( 6.3%)	△67
電気・ガス・熱供給水道業	440 ( 1.1%)	410 ( 1.0%)	△30
運輸・通信業	861 ( 2.1%)	1,198 ( 2.8%)	337
金融・保険業	8,282 ( 20.2%)	9,273 ( 21.5%)	991
卸売・小売業・サービス業・飲食業	8,242 ( 20.1%)	8,304 ( 19.2%)	62
地方公共団体	42 ( 0.1%)	25 ( 0.0%)	△17
非営利法人	- ( 0.0%)	- ( 0.0%)	-
その他	20,233 ( 49.3%)	21,037 ( 48.8%)	804
合 計	40,983 ( 100.0%)	43,107 ( 100.0%)	2,124

( ) 内は構成比

### 3 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯金・定期積金等	2,061	2,082	21
有価証券	-	-	-
動 産	-	-	-
不動産	29,272	30,446	1,174
その他担保物	248	222	△26
小 計	31,581	32,750	1,169
農業信用基金協会保証	145	171	26
その他保証	688	804	116
小 計	833	975	142
信 用	8,569	9,382	813
合 計	40,983	43,107	2,124

### 4 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
固定金利貸出	15,850 ( 38.7%)	16,758 ( 38.9%)	908
変動金利貸出	25,133 ( 61.3%)	26,349 ( 61.1%)	1,216
合 計	40,983 ( 100.0%)	43,107 ( 100.0%)	2,124

( ) 内は構成比

## 5 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
運転資金	11,009 ( 26.9% )	11,900 ( 27.6% )	891
設備資金	9,691 ( 23.6% )	10,681 ( 24.8% )	990
生活資金	20,098 ( 49.0% )	20,360 ( 47.2% )	262
その他	185 ( 0.5% )	166 ( 0.4% )	△19
合 計	40,983 ( 100.0% )	43,107 ( 100.0% )	2,124

( ) 内は構成比

## 6 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

## 7 主要な農業関係の貸出金残高

### ① 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農業	54	74	20
穀作	-	-	-
野菜・園芸	28	46	18
果樹・樹園農業	0	0	0
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	2	2	-
養鶏・養卵	5	8	3
養蚕	-	-	-
その他農業	19	18	△1
農業関連団体等	-	-	-
合 計	54	74	20

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。  
 なお、貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

### ② 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プロパー資金	54	74	20
農業制度資金	-	-	-
農業近代化資金	-	-	-
その他制度資金	-	-	-
合 計	54	74	20

- (注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

該当する取引はありません。

## 8 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	1,463	64	30	1,369	1,463
	令和5年度	1,662	136	36	1,490	1,662
危険債権	令和6年度	97	10	63	24	97
	令和5年度	93	14	67	12	93
要管理債権	令和6年度	-	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	令和6年度	-	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和6年度	-	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-
小計	令和6年度	1,560	74	93	1,392	1,560
	令和5年度	1,755	150	103	1,502	1,755
正常債権	令和6年度	41,571				
	令和5年度	39,254				
合計	令和6年度	43,132				
	令和5年度	41,009				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権  
4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権  
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権  
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権  
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## 9 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	103	111	-	103	111	111	118	-	111	118
個別貸倒引当金	2,783	1,503	722	2,060	1,503	1,503	1,392	-	1,503	1,392
合計	2,886	1,614	722	2,163	1,614	1,614	1,510	-	1,614	1,510

## 10 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	-	-

## 11 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

## 為替

### 1 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種	類	令和5年度		令和6年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	58	103	57	100
	金額	49,222	50,547	54,538	46,375
代金取立為替	件数	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-
雑為替	件数	3	2	2	2
	金額	53,199	52,761	60,651	60,215
合計	件数	61	105	60	102
	金額	102,423	103,308	115,190	106,590

### 2 外国為替取扱実績

該当する取引はありません。

### 3 外貨建資産残高

該当する取引はありません。

## 証券・窓販

### 1 公共債窓販実績

(単位：百万円)

種	類	令和5年度	令和6年度
公共債窓販実績		44	136

### 2 公共債ディーリング実績

該当する取引はありません。

## 有価証券等

### 1 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
国 債	3,918	7,031	3,113
地方債	496	583	87
受益証券	499	489	△ 10
合 計	4,915	8,104	3,189

### 2 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

### 3 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定 めのない もの	合 計
令和5年度								
国 債	-	208	-	-	1,093	3,438	-	4,739
地方債	-	206	-	-	-	296	-	503
受益証券	-	-	-	436	-	-	-	436
令和6年度								
国 債	101	102	199	-	2,486	4,887	-	7,776
地方債	-	202	-	-	-	396	-	599
受益証券	-	-	-	395	-	-	-	395

### 4 有価証券の時価情報等

#### ①売買目的有価証券

該当する取引はありません。

#### ②満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸 借対照表 計上額を 超えるも	国 債	397	403	6	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	小 計	397	403	6	-	-	-
時価が貸 借対照表 計上額を 超えない	国 債	2,659	2,545	△ 113	6,236	5,747	△ 489
	地方債	296	241	△ 55	396	307	△ 89
	小 計	2,956	2,788	△ 168	6,633	6,054	△ 579
合 計	3,353	3,192	△ 161	6,633	6,054	△ 579	

### ③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差 額
貸借対照 表計上額 が取得原 価又は償 却原価を 超えるも の	債券						
	国債	208	201	6	203	201	2
	地方債	206	200	6	202	200	2
	受益証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	415	401	13	405	401	4
貸借対照 表計上額 が取得原 価又は償 却原価を 超えない もの	債券						
	国債	1,474	1,685	△ 211	1,336	1,686	△ 350
	地方債	-	-	-	-	-	-
	受益証券	436	500	△ 63	395	500	△ 104
	小 計	1,911	2,185	△ 274	1,731	2,186	△ 454
合 計		2,326	2,587	△ 260	2,137	2,587	△ 450

### 5 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

### 6 デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

# 共済事業

## 1 長期共済保有高

(単位：件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
生 命 系	終身共済	8,250	70,584	8,322	68,125
	定期生命共済	143	1,434	128	1,144
	養老生命共済	3,470	19,732	3,147	17,348
	(うちこども共済)	1,991	6,024	1,933	5,758
	医療共済	4,675	3,085	4,575	2,857
	がん共済	730	151	718	144
	定期医療共済	89	231	84	219
	介護共済	819	2,930	885	3,383
	認知症共済	77		98	
	生活障害共済	52		48	
	特定重度疾病共済	76		77	
	年金共済	4,566	105	4,562	80
	建物更生共済		11,379	220,922	11,103
合 計		34,326	319,177	33,747	310,237

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

## 2 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
医療共済		4,675	26	4,575	25
			101		118
がん共済		730	5	718	5
定期医療共済		89	0	84	0
合 計		5,494	32	5,377	31
			101		118

(注1)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(注2)医療共済の金額は、上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。

## 3 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
介護共済		819	3,742	885	4,289
認知症共済		77	138	98	174
生活障害共済(一時金型)		34	121	29	126
生活障害共済(定期年金型)		18	19	19	21
特定重度疾病共済		76	194	77	192

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

#### 4 年金共済の年金保有高

(単位：件、百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年金開始前	3,217	3,273	3,089	3,166
年金開始後	1,349	1,120	1,473	1,262
合 計	4,566	4,393	4,562	4,429

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

#### 5 短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

種 類	令和5年度			令和6年度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火災共済	1,384	18,762	17	1,356	18,470	17
自動車共済	8,889		405	8,772		397
傷害共済	6,579	1	0	5,901	1	0
定額定期生命共済	1	4	0	1	4	0
賠償責任共済	256		0	246		0
自賠償共済	3,340		54	3,342		54
合 計	20,449		479	19,618		471

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

# 経済事業

## 1 購買事業

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	供 給 高	供 給 高
生産資材		
肥料	11,758	11,129
農薬	28,575	28,708
飼料	546	364
農業機械	7,520	13,032
自動車(除く二輪)	1,030	-
燃料	9,432	8,686
その他	33,191	39,292
小 計	92,052	101,214
生活物資		
食品	103,014	102,163
衣料品	5,111	3,388
耐久消費財	41,286	22,094
日用保健雑貨	15,679	44,980
家庭燃料	31,792	32,290
その他	1,900	3,122
小 計	198,782	208,039
合 計	290,834	309,253

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

## 2 販売事業

### ①受託販売

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	取 扱 高	取 扱 高
野菜	110	191
花き・花木	32,414	43,775
生乳	22,067	22,985
その他農林水産物	290,537	296,367
合 計	345,128	363,320

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

### ②買取販売

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	販 売 高	販 売 高
米	96,550	159,093
野菜	24,395	21,006
果実	9,119	8,295
梅	1,346	-
花き・花木	908	654
けい卵	-	96
合 計	132,318	189,145

(注) 販売高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

## その他の事業

### 1 加工事業

該当する取引はありません。

### 2 高齢者福祉事業

該当する取引はありません。

### 3 宅地等供給事業

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
収 益		
受託宅地等供給収益	64,199	22,982
合 計	64,199	22,982
費 用		
受託宅地等供給費用	753	847
合 計	753	847
差 引 利 益	63,446	22,134

### 4 指導事業

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
収 入		
実費収入	145	-
指導雑収入	3,475	13,029
合 計	3,620	13,029
支 出		
営農改善費	24,226	26,316
生活文化事業費	2,166	3,167
教育情報費	3,054	3,269
健康管理費	1,257	1,294
指導雑費	2,401	3,987
合 計	33,105	38,034
差 引 利 益	△29,485	△25,005

### 5 利用事業

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
収 益		
利用収益	277,495	306,169
合 計	277,495	306,169
費 用		
利用費用	142,640	152,971
合 計	142,640	152,971
差 引 利 益	134,855	153,197

### 6 旅行事業

該当する取引はありません。

# 経営諸指標

## 1 その他の諸指標

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
◆信用事業関係		
一職員当り貯金残高	5,144	5,736
一店舗当り貯金残高	32,152	32,983
一職員当り貸出金残高	2,157	2,268
一店舗当り貸出金残高	5,122	5,388
◆共済事業関係		
一職員当り長期共済保有高	12,276	12,926
一店舗当り長期共済保有高	39,897	38,779
◆経済事業関係		
一職員当り購買品取扱高	58	51
一職員当り販売品取扱高	95	92
一店舗当り購買品取扱高	72	77

注：一職員当り・一店舗当りの計数については、当該事業に従事している職員数・当該事業を行っている店舗数をもとに算定しています。職員には、嘱託・パートタイマーを含んでいません。  
 なお、経済事業関係の「一職員当り販売品取扱高」は、買取販売に係る販売高を含んでいます。

## 2 利益率

(単位：%)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
総資産経常利益率	0.40%	0.20%	-0.20%
資本経常利益率	6.50%	3.10%	-3.40%
総資産当期純利益率	0.30%	0.10%	-0.20%
資本当期純利益率	5.10%	2.60%	-2.50%

- 注 1. 総資産経常利益率＝経常利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
 2. 資本経常利益率＝経常利益÷純資産勘定平均残高×100  
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷純資産勘定平均残高×100

## 3 貯貸率・貯証率

(単位：%)

種類	類	令和5年度	令和6年度	増減
貯貸率	期末	15.90%	16.30%	0.40%
	期中平均	15.50%	15.80%	0.30%
貯証率	期末	2.20%	3.30%	1.10%
	期中平均	1.90%	3.00%	1.10%

# 自己資本の充実の状況

## 1 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
＜コア資本に係る基礎項目＞		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	19,036	19,309
うち、出資金及び資本準備金の額	966	951
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	18,283	18,579
うち、外部流出予定額(△)	207	212
うち、上記以外に該当するものの額	△7	△9
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	111	118
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	111	118
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	19,148	19,427
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	32	26
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	32	26
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	32	26
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	19,115	19,400

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	90,482	86,682
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		-
勘定間の振替分		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,599	2,775
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	95,082	89,457
<自己資本比率>		
自己資本比率 ( (ハ) / (二) )	20.10%	21.68%

- 注 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMIについては、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## 2 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	649	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,950	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	539	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	227,230	45,446	1,817
法人等向け	3,176	1,772	70
中小企業等向け及び個人向け	11,133	7,556	302
抵当権付住宅ローン	4,028	1,371	54
不動産取得等事業向け	240	234	9
三月以上延滞等	1,233	49	1
取立未済手形	37	7	0
信用保証協会等保証付	7,112	708	28
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-
出資等	398	398	15
(うち出資等のエクスポージャー)	398	398	15
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-
上記以外	18,065	32,936	1,317
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資金調達手段に係るエクスポージャー)	10,184	25,461	1,018
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	164	411	16
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	7,716	7,063	282

証券化	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-
（うち非STC適用分）	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	500	0	0
（うちルックスルー方式）	500	0	0
（うちマンドート方式）	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	279,295	90,482	3,619
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	279,295	90,482	3,619
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	
	4,599	183	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	
	95,082	3,803	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。  
 ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞  

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
現金	652	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	8,134	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	623	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者向け	229,456	46,892	1,875
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	3,096	1,085	43
（うちトランザクター向け）	4	1	0
不動産関連向け	22,183	9,673	386
（うち自己居住用不動産等向け）	11,846	4,538	181
（うち賃貸用不動産向け）	9,128	3,999	159
（うち事業用不動産関連向け）	1,189	1,123	44
（うちその他不動産関連向け）	19	11	0
（うちADC向け）	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	1,436	31	1
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	93	75	3
取立未済手形	28	5	0
信用保証協会等保証付	7,455	743	29
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
株式等	398	398	15
共済約款貸付	-	-	-

上記以外	12, 117	27, 774	1, 110
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-
（うち農林中央金庫の対象資金調達手段に係るエクスポージャー）	10, 271	25, 678	1, 027
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	166	416	16
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	1, 679	1, 679	67
証券化	-	-	-
（うちS T C要件適用分）	-	-	-
（うち非S T C適用分）	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	500	1	0
（うちルックスルー方式）	500	1	0
（うちマンドート方式）	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計（簡便法）	286, 178	86, 682	3, 467
C V Aリスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	286, 178	86, 682	3, 467
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	2, 775	所要自己資本額 b=a×4% 111
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a	89, 457	所要自己資本額 b=a×4% 3, 578

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,775
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	111
B I	1,850
B I C	222

- (注)
1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
  2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
  3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
  4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
  5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMIは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

### 3 信用リスクに関する事項

#### ①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適合格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び  
延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	令和5年度				令和6年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー
国 内	278,795	41,009	5,448	1,233	285,678	43,306	8,733	1,530
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>地域別残高計</b>	<b>278,795</b>	<b>41,009</b>	<b>5,448</b>	<b>1,233</b>	<b>285,678</b>	<b>43,306</b>	<b>8,733</b>	<b>1,530</b>
法 人	農業	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	2,252	2,252	-	-	2,324	2,324	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	10	10	-	-	9	9	-
	金融・保険業	227,267	8,009	-	-	229,484	9,015	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,426	1,426	-	198	1,265	1,265	-
	日本国政府・地方公共団体	5,490	41	5,448	-	8,758	25	8,733
	上記以外	10,583	-	-	10,670	-	-	-
	個 人	29,268	29,268	-	1,034	30,666	30,666	-
そ の 他	2,496	-	-	-	2,498	-	-	
<b>業種別残高計</b>	<b>278,795</b>	<b>41,009</b>	<b>5,448</b>	<b>1,233</b>	<b>285,678</b>	<b>43,306</b>	<b>8,733</b>	<b>1,530</b>
1年以下	218,322	402	-	-	220,964	422	100	
1年超3年以下	1,674	1,271	403	-	1,718	1,416	302	
3年超5年以下	817	817	-	-	1,048	848	199	
5年超7年以下	990	990	-	-	880	880	-	
7年超10年以下	3,630	2,536	1,094	-	4,653	2,165	2,488	
10年超	37,409	33,459	3,950	-	41,601	35,960	5,641	
期限の定めのないもの	15,949	1,532	-	-	14,811	1,614	-	
<b>残存期間別残高計</b>	<b>278,795</b>	<b>41,009</b>	<b>5,448</b>	<b>-</b>	<b>285,678</b>	<b>43,306</b>	<b>8,733</b>	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。  
 ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、  
 「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。  
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。  
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区 分	令和5年度				令和6年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	103	111	-	103	111	111	118	-	111	118
個別貸倒引当金	2,783	1,503	722	2,060	1,503	1,503	1,392	-	1,503	1,392

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度						令和6年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国内	2,783	1,503	722	2,060	1,503		1,503	1,392	-	1,503	1,392		
国外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		
<b>地域別計</b>	<b>2,783</b>	<b>1,503</b>	<b>722</b>	<b>2,060</b>	<b>1,503</b>		<b>1,503</b>	<b>1,392</b>	<b>-</b>	<b>1,503</b>	<b>1,392</b>		
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動 産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電気・ガス・熱 供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運輸・通信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金融・保険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸売・小売・飲 食・サービス業	198	198	-	198	198	-	198	198	-	198	198	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	2,584	1,304	722	1,862	1,304	-	1,304	1,193	-	1,304	1,193	-
<b>業種別計</b>	<b>2,783</b>	<b>1,503</b>	<b>722</b>	<b>2,060</b>	<b>1,503</b>	<b>-</b>	<b>1,503</b>	<b>1,392</b>	<b>-</b>	<b>1,583</b>	<b>1,392</b>	<b>-</b>	

⑤信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	令和6年度					リスク・ウェイトの加重平均値 (%) F (=E/(C+D))
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	652	-	652	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	8,134	-	8,134	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	623	-	623	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10～20	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	10～20	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	20	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	229,456	-	229,456	-	46,892	0
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20～150	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	10～100	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20～150	-	-	-	-	-	-
(うち特定貸付債権向け)	20～150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	3,090	51	1,350	5	1,085	0
(うちトランザクター向け)	45	-	42	-	4	1	0
不動産関連向け	20～150	22,014	423	21,825	169	9,673	0
(うち自己居住用不動産等向け)	20～75	11,813	83	11,709	33	4,538	0
(うち賃貸用不動産向け)	30～150	8,992	339	8,923	135	3,999	0
(うち事業用不動産関連向け)	70～150	1,189	-	1,173	-	1,123	0
(うちその他不動産関連向け)	60	19	-	19	-	11	0
(うちADC向け)	100～150	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	50～150	62	-	62	-	31	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	75	-	75	-	75	0
取立未済手形	20	28	-	28	-	5	0
信用保証協会等による保証付	0～10	7,455	-	7,431	-	743	0

株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-
株式等	250~400	398	-	398	-	398	0
上記以外	100~1250	12,117	-	12,117	-	277,741	0
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	-	-	-	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	10,271	-	10,271	-	25,678	0
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	166	-	166	-	416	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	-	-	-	-	-	-
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	1,679	-	1,679	-	1,679	0
証券化	-	-	-	-	-	-	-
(うちS T C要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち短期S T C要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うちS T C・不良債権証券化要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	500	-	500	-	1	-
未決済取引	-						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-						
<b>合計(信用リスク・アセットの額)</b>	-					<b>86,682</b>	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

⑥ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

令和6年度

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)													
	0%	20%		50%		100%		150%		その他		合計		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	8,134	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,134		
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他		合計					
我が国の地方公共団体向け	623	-	-	-	-	-	-	-	-	-	623			
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他		合計					
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他		合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	223,447	2,002	4,006	-	-	-	-	-	0	-	229,456			
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他		合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他		合計			
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	100%	150%		250%		400%		その他		合計				
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
株式等	-	-	-	-	398	-	-	-	-	-	398			
	45%		75%		100%		その他		合計					
中堅中小企業等向け及び個人向け	4	-	681	-	396	-	272	-	-	1,355				
(うちランザクター向け)	4	-	-	-	-	-	-	-	-	4				
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	2,658	711	1,769	-	-	-	1,564	1,831	93	2,150	-	964	11,743	
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	3,688	650	-	3,242	-	380	574	8	513	-	0	9,059		
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計	
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	352	-	132	-	688	-	-	-	-	-	-	1,173		
	60%			その他						合計				
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	-	-	19	-	-	-	-	-	-	-	-	19		
	100%			150%			その他			合計				
不動産関連向け うちADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	50%		100%		150%		その他		合計					
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	62	-	-	-	-	-	-	-	62				
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	75	-	-	-	-	-	75				
	0%	10%		20%		100%		その他		合計				
現金	652	-	-	-	-	-	-	-	-	-	652			
取立未済手形	-	-	-	-	28	-	-	-	-	-	28			
信用保証協会等による保証付	-	-	7,431	-	-	-	-	-	-	-	7,431			
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

(注) 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

⑦信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リス ク削 減効 果勘 案後 残高	リスク・ウェイト0%	-	8,265	8,265
	リスク・ウェイト2%	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	7,086	7,086
	リスク・ウェイト20%	-	228,341	228,341
	リスク・ウェイト35%	-	3,885	3,885
	リスク・ウェイト50%	-	1,217	1,217
	リスク・ウェイト75%	-	9,967	9,967
	リスク・ウェイト100%	-	9,667	9,667
	リスク・ウェイト150%	-	16	16
	リスク・ウェイト250%	-	10,349	10,349
	その他	-	-	-
	リスク・ウェイト1250%	-	-	-
<b>計</b>	-	<b>278,795</b>	<b>278,795</b>	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	254,645	-	-	252,846
40%～70%	13,722	125	30%	13,706
75%	1,272	5	10%	1,256
80%	-	-	-	-
85%	247	-	-	189
90%～100%	621	1	10%	613
105%～130%	1,082	339	40%	1,201
150%	-	-	-	-
250%	398	-	-	398
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	3	2	10%	1
<b>合 計</b>	<b>271,994</b>	<b>475</b>	<b>37%</b>	<b>270,214</b>

- (注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

⑧資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均 値 (%)	資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	254,645	-	-	252,846
40%～70%	13,722	125	30%	13,706
75%	1,272	5	10%	1,256
80%	-	-	-	-
85%	247	-	-	189
90%～100%	621	1	10%	613
105%～130%	1,082	339	40%	1,201
150%	-	-	-	-
250%	398	-	-	398
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	3	2	10%	1
<b>合 計</b>	<b>271,994</b>	<b>475</b>	<b>37%</b>	<b>270,214</b>

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

## 4 信用リスク削減手法に関する事項

### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-
地方三公社向け	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品 取引業者向け	-	-
法人等向け	1	-
中小企業等向け及び個人向け	13	640
抵当権付住宅ローン	-	-
不動産取得等事業向け	-	-
三月以上延滞等	-	-
証券化	-	-
中央清算機関関連	-	-
上記以外	-	373
<b>合 計</b>	<b>14</b>	<b>1,074</b>

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」は、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことであります。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-
地方三公社向け	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業 者及び保険会社向け	-	-
法人等向け（特定貸付債権向 けを含む。）	-	-
中堅中小企業等向け及び個人 向け	14	67
自己居住用不動産等向け	-	1,156
賃貸用不動産向け	-	-
事業用不動産関連向け	-	-
延滞等向け（自己居住用不動 産等向けを除く。）	-	-
自己居住用不動産等向けエク スポージャーに係る延滞	-	-
証券化	-	-
中央清算機関関連	-	-
上記以外	-	-
<b>合 計</b>	<b>14</b>	<b>1,223</b>

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。  
①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

## 5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 6 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 7 CVAリスクに関する事項

- ・CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しております。
- ・CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

## 8 マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

## 9 オペレーショナル・リスクに関する事項

- ・「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、自己資本比率算出要領によりオペレーショナル・リスクを管理しています。
- ・BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。
- ・オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門はありません。
- ・オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失はありません。

## 10 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

### ① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、①その他有価証券、②系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、②系統及び系統外出資は取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を計上、または取得原価から毀損の状況に応じて直接償却を実施しています。

①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額を「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

### ② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	10,583	10,583	10,670	10,670
<b>合計</b>	<b>10,583</b>	<b>10,583</b>	<b>10,670</b>	<b>10,670</b>

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

### ③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

### ④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

### ⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

## 11 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	500	500
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

## 12 金利リスクに関する事項

### ① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

#### ◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明  
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明  
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・ 金利リスク計測の頻度  
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ・ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明  
当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

#### ◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期  
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.23年です。
- ・ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提  
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・ 複数の通貨の集計方法およびその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）  
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・ 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用していません。
- ・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、貸出金・有価証券の増加によるものです。
- ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・ 金利ショックに関する説明  
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・ 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点  
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	831	1,055	-	-
2	下方パラレルシフト	-	-	32	185
3	スティープ化	1,432	1,547		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	388	487		
7	最大値	1,432	1,547	32	185
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	19,115		19,400	

- (注)
1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
  2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
  3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
  4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
  5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
  6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
  7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
  8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

# 役員等の報酬体系

## 1 役員

### (1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

### (2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	83,577	-

（注1） 対象役員は、理事16名、監事5名です。（期中に退任した者を含む。）

（注2） 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

### (3) 対象役員の報酬等の決定等について

#### ① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

#### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額にて算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

## 2 職員等

### (1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

（注1） 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

（注2） 「同等額」は、令和6年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注3） 令和6年度において当JAの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

## 3 その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありませぬ。

# 当組合の組織

## 1 組合員数

(単位：人、団体)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
正組合員数	3,351	3,265	△86
個人	3,351	3,265	△86
法人	-	-	-
准組合員数	10,733	10,747	14
個人	10,666	10,681	15
法人	67	66	△1
合 計	14,084	14,012	△72

## 2 組合員組織の状況

(令和7年3月31日 現在)

組 織 名	構成員数
西東京農協畜産振興協議会	4 人
西東京農協霞園芸生産組合	86 人
青梅市茶業振興会	6 人
青梅市漬物振興会	3 人
西東京農協花卉生産振興会	7 人
西東京農協委託苗木生産管理部会	29 人
J A西東京グリーンセンター生産者組合	116 人
西東京農協小曾木農業者振興会	11 人
西東京農協成木農業者振興会	22 人
西東京農協青壮年部	20 人
J A西東京女性部	127 人
西東京農協かすみ園芸教室女性部	36 人
J A西東京農業者労災会	6 人
西東京農業協同組合資産管理部会	184 人
J A西東京年金友の会霞地区	2131 人
J A西東京年金友の会青梅地区	2740 人
J A西東京年金友の会奥多摩地区	905 人

当 J A の組合員組織を記載しています。

### 3 役員一覧

(令和7年4月1日 現在)

役職名	氏名	常勤・非常勤の別	役職名	氏名	常勤・非常勤の別
代表理事組合長	松永 重徳	常勤	理事	森谷 繁	非常勤
代表理事専務	森田 美実	常勤	理事	鈴木 隆	非常勤
代表理事常務	伊藤 和俊	常勤	理事	堀口多恵子	非常勤
常務理事	吉原 実	常勤	理事	古屋 松代	非常勤
会長理事	野崎啓太郎	非常勤	理事	福田 治美	非常勤
理事	大谷 安彦	非常勤	代表監事	池田 房生	非常勤
理事	坂本 房雄	非常勤	常勤監事	橋本 昌二	常勤
理事	青木 初雄	非常勤	監事	榎戸 俊行	常勤
理事	吉野 好男	非常勤	監事	長田 実	非常勤
理事	篠田 好則	非常勤	監事	高田 秀夫	非常勤
理事	奥富 敏樹	非常勤			

### 4 役員数

(単位：人)

項目	令和5年度			令和6年度		
	男性	女性	計	男性	女性	計
理事	13	3	16	13	3	16
監事	5	-	5	5	-	5

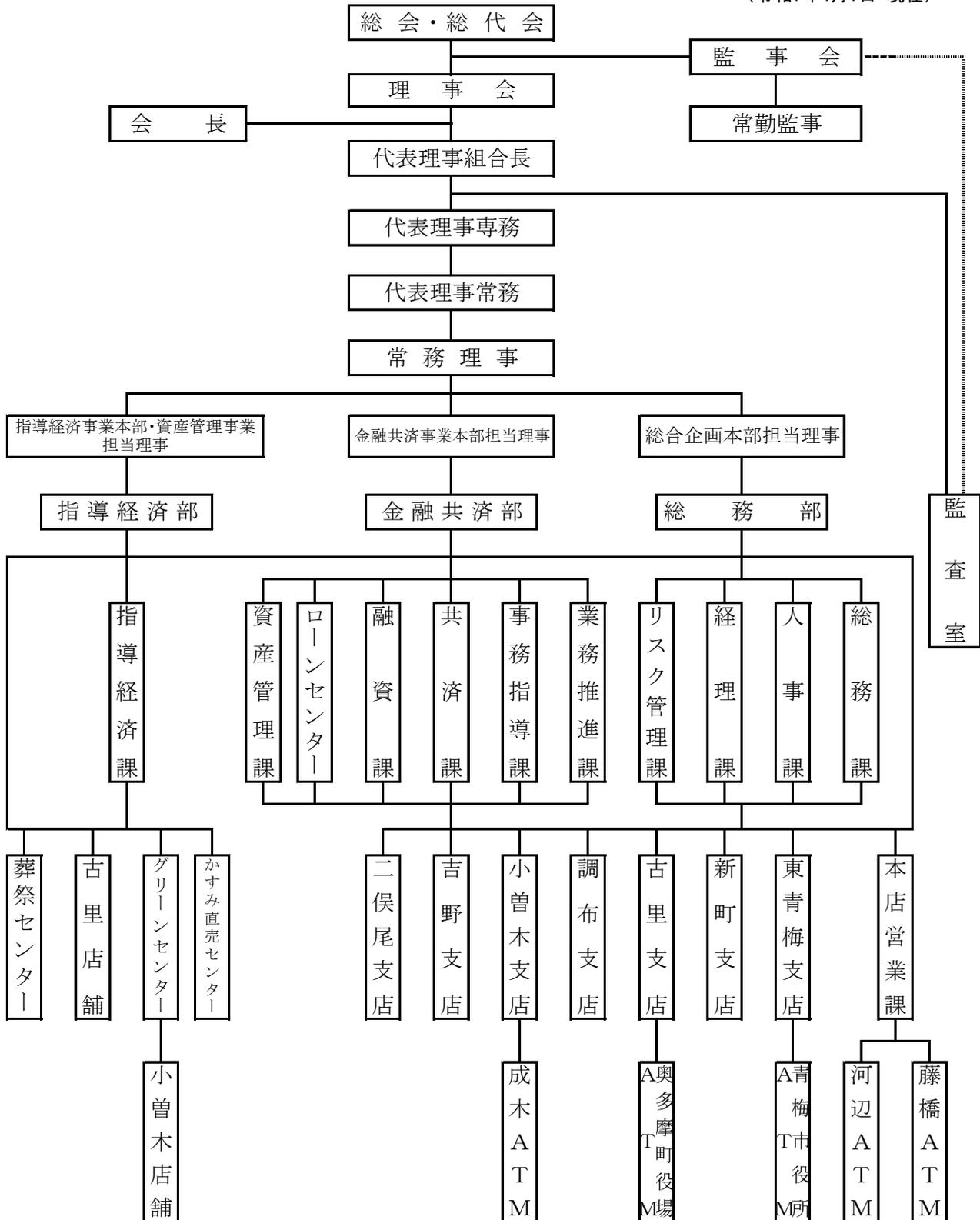
### 5 職員

(単位：人)

項目	令和5年度			令和6年度		
	男性	女性	計	男性	女性	計
参事	-	-	-	-	-	-
会計主任	-	-	-	-	-	-
一般職員	88	72	160	85	70	155
営農指導員		-	1	1	-	1
生活指導員		-	-	-	-	-
<b>合計</b>	<b>89</b>	<b>72</b>	<b>161</b>	<b>86</b>	<b>70</b>	<b>156</b>

## 6 組織機構図

(令和7年4月1日 現在)



事業本部	担当理事
総合企画本部	森田専務
金融共済事業本部	吉原常務
指導経済事業本部 資産管理事業	伊藤常務

## 7 地区一覧

令和7年4月1日 現在

定款第4条により、当組合の地区は、青梅市・西多摩郡奥多摩町の区域とする。

## 8 沿革・歩み

J A西東京は平成13年4月2日に、旧J Aかすみ・旧J A青梅が合併し、より強固な組織と経営基盤を確立し、組合員の負託に応えるため、青梅市・西多摩郡奥多摩町一円に金融13店舗、経済5店舗及び葬祭店舗を配置し、新たに発足したJ Aです。事業運営の効率化を図るため金融5店舗、経済1店舗を統廃合し、令和7年4月1日現在、金融8店舗、経済4店舗、ならびに葬祭店舗で営業しています。

## 9 店舗一覧

(令和7年3月31日 現在)

店舗名	郵便番号	住所	電話番号	ATM 設置台数
本部	198-0031	青梅市師岡町4-10-5	0428-21-2122	2
本店営業課	198-0032	青梅市野上町2-21-5	0428-22-2175	2
東青梅支店	198-0042	青梅市東青梅2-18-1	0428-22-2108	1
新町支店	198-0024	青梅市新町3-3-4	0428-31-6108	2
古里支店	198-0105	西多摩郡奥多摩町小丹波56-2	0428-85-2011	1
調布支店	198-0052	青梅市長淵7-325-1	0428-22-0151	1
小曾木支店	198-0003	青梅市小曾木4-2244	0428-74-5337	1
吉野支店	198-0063	青梅市梅郷3-391-1	0428-76-0231	2
二俣尾支店	198-0171	青梅市二俣尾4-970	0428-78-8556	1
かすみ直売センター	198-0024	青梅市新町2-28-19	0428-31-1115	—
グリーンセンター	198-0063	青梅市梅郷3-930-1	0428-76-1325	—
古里経済店舗	198-0105	西多摩郡奥多摩町小丹波56-2	0428-85-2014	—
小曾木経済店舗	198-0003	青梅市小曾木4-2244	0428-74-5381	—
葬祭センター	198-0052	青梅市長淵7-325-1	0428-22-0134	—
旧藤橋支店	198-0022	青梅市藤橋3-7-1	—	2
旧本部	198-0032	青梅市野上町2-288	—	—

店舗外ATM設置台数 3台

## 10 特定信用事業代理業者の状況

(令和7年3月31日 現在)

該当する取引はありません。

## 組合単体ベースのディスクロージャー開示項目

I 概況及び組織に関する事項	
1 業務の運営の組織	85
2 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	84
3 事務所の名称及び所在地	86
4 特定信用事業代理業者に関する事項	86
II 主要な業務の内容	
5 主要な業務の内容	15
III 主要な業務に関する事項	
6 直近の事業年度における事業の概況	6
7 直近の5事業年度における主要な業務の状況	
①経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	47
②経常利益又は経常損失	47
③当期剰余金又は当期損失金	47
④出資金及び出資口数	47
⑤純資産額	47
⑥総資産額	47
⑦貯金等残高	47
⑧貸出金残高	47
⑨有価証券残高	47
⑩単体自己資本比率	47
⑪剰余金の配当の金額	47
⑫職員数	47
8 直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	48
②貯金に関する指標	50
③貸出金等に関する指標	51
④有価証券に関する指標	55
IV 業務の運営に関する事項	
9 リスク管理の体制	11
10 法令遵守の体制	12
11 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	10
12 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	13
V 組合の直近の2事業年度における財産の状況	
13 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	23
14 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	53
②危険債権	53
③三月以上延滞債権	53
④貸出条件緩和債権	53
⑤正常債権	53
15 元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	53
16 自己資本の充実の状況	62
17 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
①有価証券	55
②金銭の信託	56
③デリバティブ取引	56
④金融等デリバティブ取引	56
⑤有価証券関連店頭デリバティブ取引	56
18 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	53
19 貸出金償却の額	53
20 会計監査人の監査を受けている旨	46